

とちぎ 青少年 プラン

2026~2030

心豊かでたくましい
とちぎの青少年の育成をめざして



栃木県



とちぎの子ども育成憲章

あす にな こ ゆめ きぼう も
 明日を担う子どもたちが 夢と希望を持ち
 こころゆた せいちょう けんみん ねが
 心豊かでたくましく成長することは 県民すべての願いです

こそだ せっきよくてき
 わたしたちは 子育てに積極的にかかり
 こ そだ けつゐ こ けんしょう せいてい
 子どもたちをみんなで育てていく決意を込め ここに憲章を制定します

わたしたちは

こ ひとり そんちよう いのち たいせつ
 一、子どもたち一人ひとりを尊重し 命を大切にします

こ ふか おも こころ
 一、子どもたちとのかかわりを深め 思いやりの心をはぐくみます

こ まな よろこ はげ
 一、子どもたちとともに 学び 喜び 励ましあい
 しゃかい いちいん じかく そだ
 社会の一員としての自覚を育てます

ひとり こ てほん こうどう
 一、一人ひとりが子どもたちの手本となるよう行動します

ゆた しぜん でんとう ぶんか まも
 一、とちぎの豊かな自然 伝統 文化を守り
 こ ひ つ
 子どもたちに引き継ぎます

平成22年2月9日

栃木県



とちぎの元気な子ども育て隊!!
 とちぎの子ども育成憲章マスコットキャラクター



心豊かでたくましい とちぎの青少年の育成をめざして



栃木県の次代を担う青少年が夢と希望を持ち、心豊かでたくましく成長することは、県民全ての願いであり、未来に誇れる元気な“とちぎ”づくりの礎です。

県では、これまで5期に渡り「とちぎ青少年プラン」を策定し、「心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成」を基本目標に、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に推進して参りました。

この間、急速な少子高齢化や人口減少の進行、デジタル化の進展など、社会環境は大きく変化し、さらには、こどもの貧困や児童虐待、いじめ、ヤングケアラーなど、青少年をめぐる問題はますます多様化・複雑化しています。

このような中、国では、令和5(2023)年4月に「こども基本法」が施行され、同年12月にこども政策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」を策定し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられました。

県では、これらの状況を踏まえ、より一層、青少年の健全育成に取り組むため、令和8(2026)年度からの5年間に計画期間とする新たな「とちぎ青少年プラン」を策定いたしました。青少年一人ひとりが、心身ともに健やかに成長し、社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、次代の社会を担うことができるよう、青少年の成長と自立に向けた支援を基本に据えつつ、困難を抱える青少年やその家族への支援、そして青少年の成長を支える環境の整備を総合的に推進して参ります。

また、青少年の健全育成には、家庭、学校、職場、地域、行政など、青少年に関わる全ての主体が一体となって取り組むことが重要ですので、皆様には、更なる御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定に当たり、貴重な御意見や御提言をいただきました多くの皆様に心から御礼を申し上げます。

令和8(2026)年3月

栃木県知事 福田 富一

目 次

第1章 計画の基本方針

| | | |
|---|----------------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の基本目標 | 1 |
| 3 | 計画の性格及び役割 | 2 |
| 4 | 計画の期間等 | 2 |
| 5 | 計画の対象となる青少年の範囲 | 2 |
| 6 | 計画の構成 | 2 |

第2章 青少年を取り巻く現状と課題

| | | |
|---|------------|---|
| 1 | 社会環境の変化と課題 | 3 |
| 2 | 青少年の状況と課題 | 7 |

第3章 施策の方向性

| | | |
|---|-------|----|
| 1 | 施策の柱 | 23 |
| 2 | 施策の体系 | 24 |

第4章 施策の推進

| | | |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | 施策の展開 | 25 |
| | 施策の柱Ⅰ 全ての青少年の健全な育成と自立の促進 | 25 |
| | 施策の柱Ⅱ 困難を抱える青少年やその家族への支援の充実 | 33 |
| | 施策の柱Ⅲ 青少年の健全な成長を社会全体で支える環境の整備 | 40 |
| 2 | オールとちぎによる青少年健全育成の推進 | 44 |

第5章 計画の推進体制等

| | | |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 県の推進体制 | 46 |
| 2 | 市町、国等との連携 | 46 |
| 3 | 関係団体等との連携 | 46 |
| 4 | 「とちぎ心のスクラム県民運動」の展開と一体となった推進 | 46 |

参考資料

| | | |
|---|----------------------------|----|
| 1 | 「とちぎ青少年プラン 2026～2030」の策定経過 | 47 |
| 2 | 栃木県青少年健全育成審議会委員名簿 | 47 |
| 3 | 栃木県青少年健全育成条例 | 48 |
| 4 | 子ども・若者育成支援推進法（抄） | 54 |
| 5 | 各種法令等による青少年等の年齢区分 | 55 |

1 計画策定の趣旨

次代のとちぎを担う青少年が、夢と希望を持って心豊かでたくましく成長することは、県民全ての願いです。

県では、令和3(2021)年2月に第5期となる「とちぎ青少年プラン2021～2025」を策定し、青少年健全育成施策を総合的かつ効果的に推進してきました。

この間、急速な少子高齢化や人口減少の進行をはじめ、家族形態の多様化、地域社会におけるつながりの希薄化、グローバル化やデジタル化の進展など、社会環境は大きく変化しています。

また、青少年を取り巻く環境は、SNSに起因した犯罪被害やトラブルの増加、いじめ、不登校、貧困、虐待、ヤングケアラー、ひきこもりの長期化・高年齢化等、様々な問題が相互に影響し合い、複雑で多様な状況となっています。これらの問題は、誰もが直面し得るものであることから、社会全体で共有すべき重要な課題として認識することが求められます。

このため、前プランを継承しつつ、現在の青少年の置かれた状況を踏まえた上で、青少年の健全育成を総合的かつ効果的に推進するため、新たな「とちぎ青少年プラン」を策定しました。なお、策定に当たっては、栃木県青少年健全育成条例の基本理念や「とちぎの子ども育成憲章」の理念を踏まえたものとししました。

(参考) 栃木県青少年健全育成条例 基本理念 (条例第3条による)

青少年の健全な育成については、

- ① 次代を担う青少年が、心身ともに健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立できることを旨として行われなければならない。
- ② 社会を構成するすべての組織及び個人が、家庭、学校、職場、地域等において、それぞれの役割及び責任を担いつつ、相互に協力しながら取り組まなければならない。
- ③ 青少年の発達段階に応じて、必要な配慮がなされなければならない。

2 計画の基本目標

青少年健全育成条例の基本理念にのっとり、これまでの「とちぎ青少年プラン」で掲げてきた、「心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成」を基本目標とします。

<基本目標>

心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成

3 計画の性格及び役割

- (1) 「栃木県青少年健全育成条例」第10条に基づく基本計画とします。
- (2) 本プランと「栃木県こどもまんなか推進プラン」と併せて、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」とします。
- (3) こどもを育むための基本理念、大人の行動指針として平成22(2010)年2月に制定した「とちぎの子ども育成憲章」を踏まえた計画とし、県はもとより、市町、家庭、学校、職場、地域などが相互に連携・協力を図りながら、オールとちぎで青少年の健全育成を推進していくための指針とするものです。
- (4) 県政の基本指針である「新とちぎ未来創造プラン」との整合性を図りながら、青少年の健全育成の基本的方向を示すものです。
- (5) こどもの医療・保健や子育て環境づくり、学校教育や若者の就労支援など、より専門的な事項については、「栃木県こどもまんなか推進プラン」、「栃木県教育振興基本計画」等、青少年の健全育成関連計画と連携を図りながら施策を推進します。

4 計画の期間等

本プランは、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間を計画期間とします。

なお、社会情勢などの変化に適切に対応するために、必要に応じてプランの見直しを行うものとします。

また、本プランに基づく県施策の具体的な実施計画については、毎年度示していきます。

5 計画の対象となる青少年の範囲

本プランの対象者は、概ね30歳までの青少年とします。円滑な社会生活を営む上で困難を有する30歳代も対象とします。

なお、「青少年」の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては「こども」、「若者」、「少年」、「児童生徒」等の用語を使用しています。

6 計画の構成

本プランは、5章で構成されています。

第1章では、計画の基本方針として、計画策定の趣旨、計画の基本目標、計画の性格及び役割、計画の期間等、計画の対象となる青少年の範囲、計画の構成を示しています。

第2章では、青少年を取り巻く現状と課題として、社会環境の変化と課題、青少年の状況と課題を示しています。

第3章では、施策の方向性として、施策の柱と施策の体系を示しています。

第4章では、基本目標に基づき、県が行う主な施策の取組を示しています。

第5章では、計画の推進体制等について示しています。

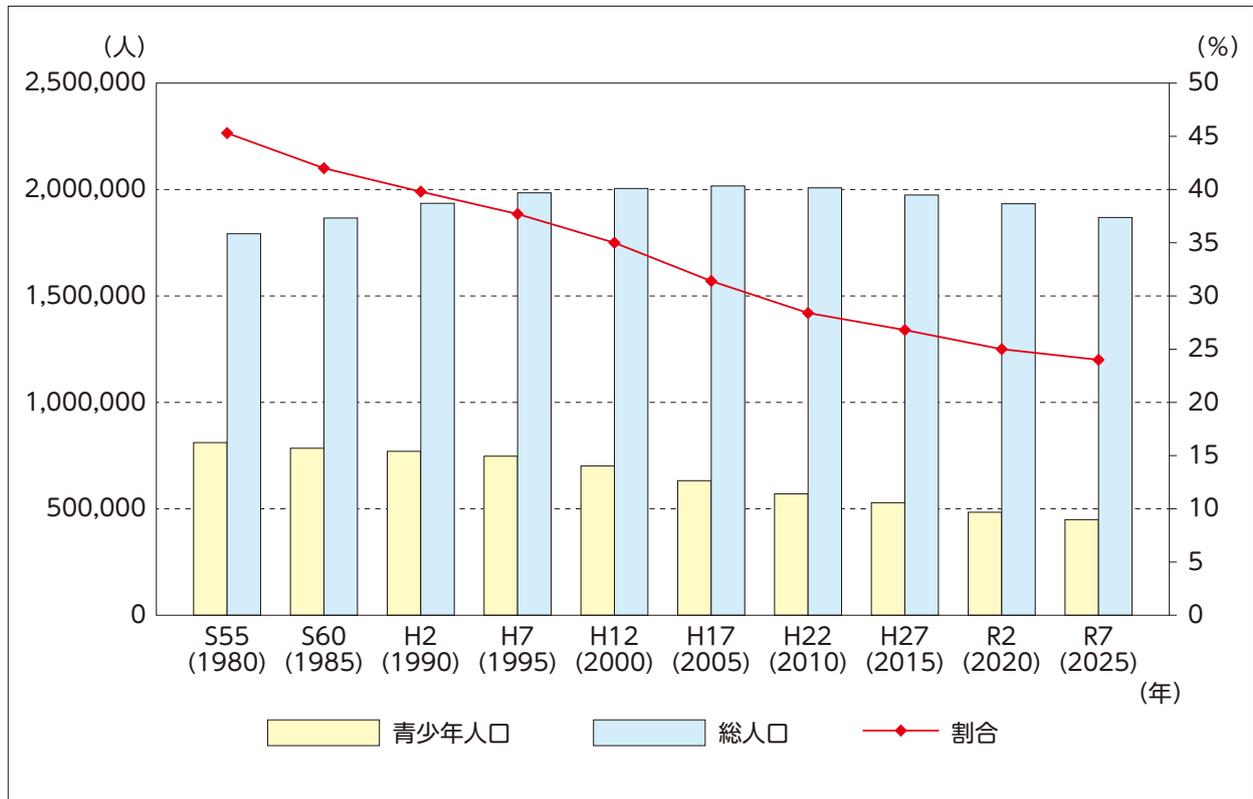
1 社会環境の変化と課題

(1) 人口減少、核家族化の進行

令和7（2025）年10月1日現在、栃木県の人口は1,868,706人です。このうち、青少年（0～29歳）の人口は449,084人で、総人口に占める割合は、24.0%となっています。昭和50年頃まで総人口の半数を占めていましたが、年々減少を続けています。

総世帯数は単身世帯や夫婦のみの世帯の増加により増加している反面、18歳未満のいる一般世帯数は減少を続けています。また、ひとり親世帯の割合は増加傾向にあり、令和2（2020）年は一般世帯の9.2%となっています。

図表1 青少年人口・総人口及び総人口に占める割合の推移（栃木県）

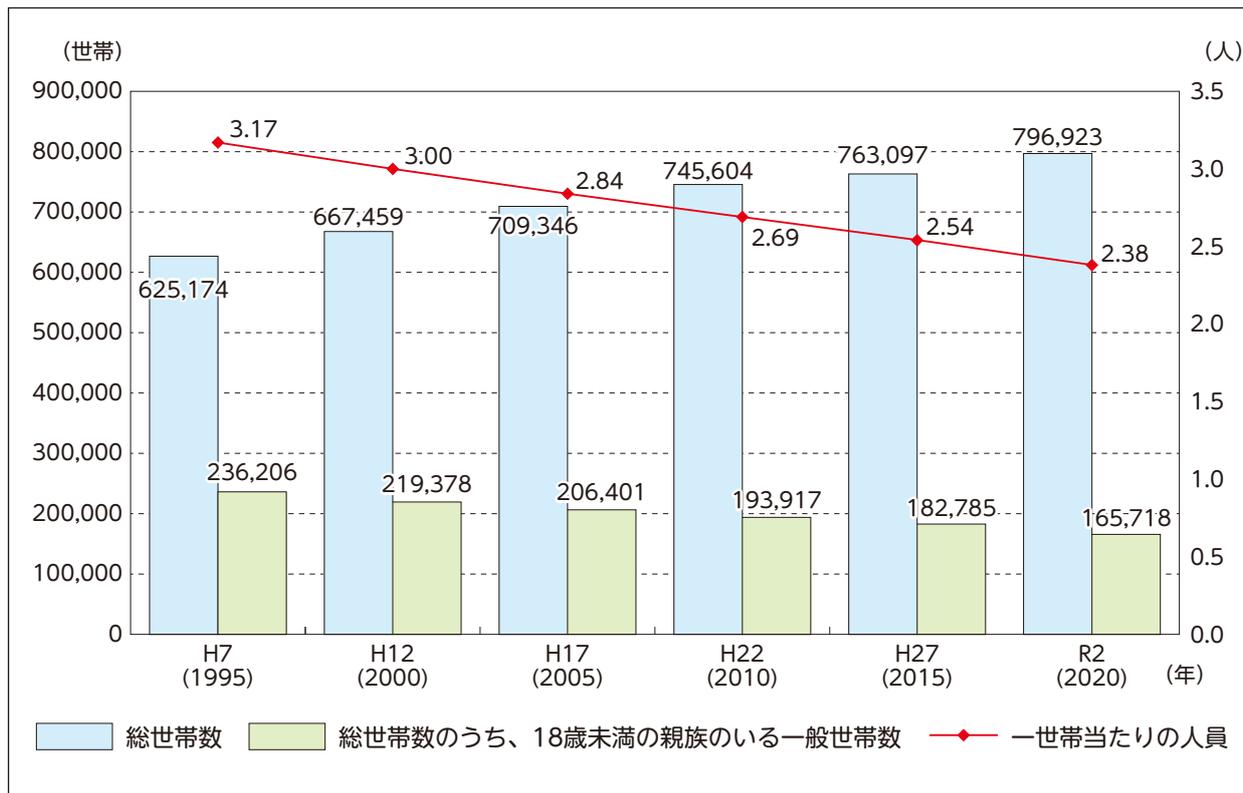


(単位：人、%)

| 区分 | S55 (1980) | S60 (1985) | H2 (1990) | H7 (1995) | H12 (2000) | H17 (2005) | H22 (2010) | H27 (2015) | R2 (2020) | R7 (2025) |
|-------|------------|------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 青少年人口 | 811,135 | 784,510 | 770,126 | 747,253 | 701,222 | 632,307 | 570,299 | 528,677 | 483,972 | 449,084 |
| 総人口 | 1,792,201 | 1,866,066 | 1,935,168 | 1,984,390 | 2,004,817 | 2,016,631 | 2,007,683 | 1,974,255 | 1,933,146 | 1,868,706 |
| 割合 | 45.3 | 42.0 | 39.8 | 37.7 | 35.0 | 31.4 | 28.4 | 26.8 | 25.0 | 24.0 |

資料：栃木県統計課「栃木県の人口」

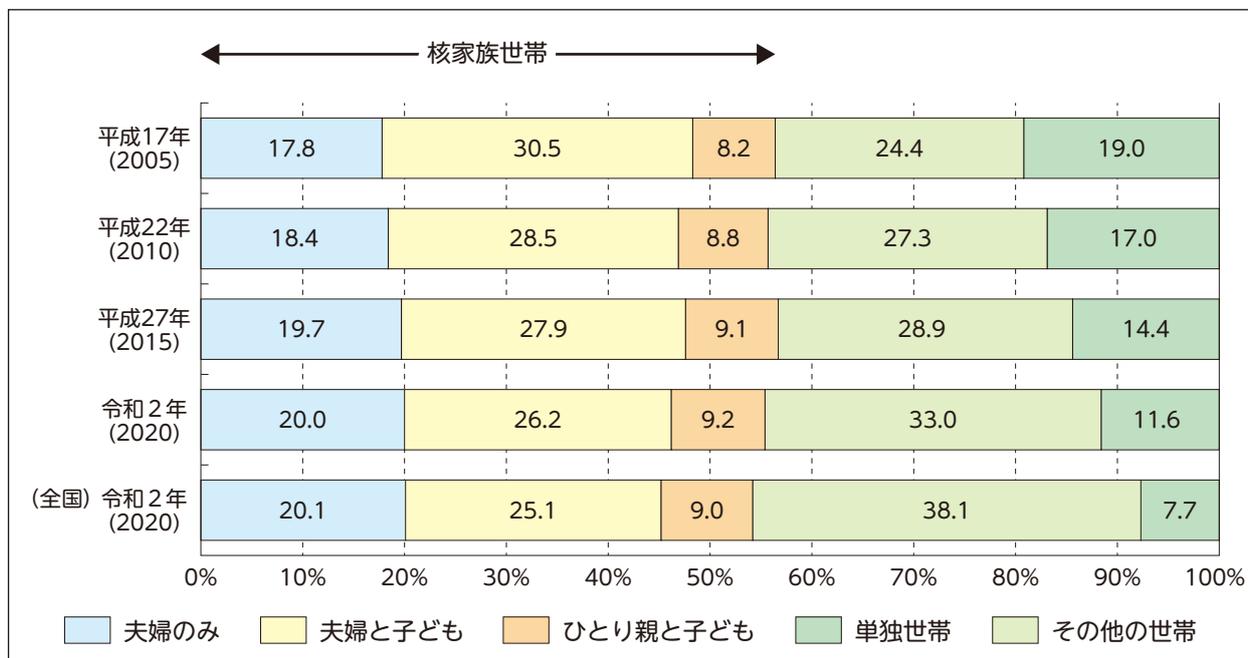
図表2 世帯数等の推移（栃木県）



※一般世帯・・・施設等の世帯（学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者等）以外の世帯

資料：総務省「国勢調査」

図表3 一般世帯の家族類型別割合の推移（栃木県）



資料：総務省「国勢調査」

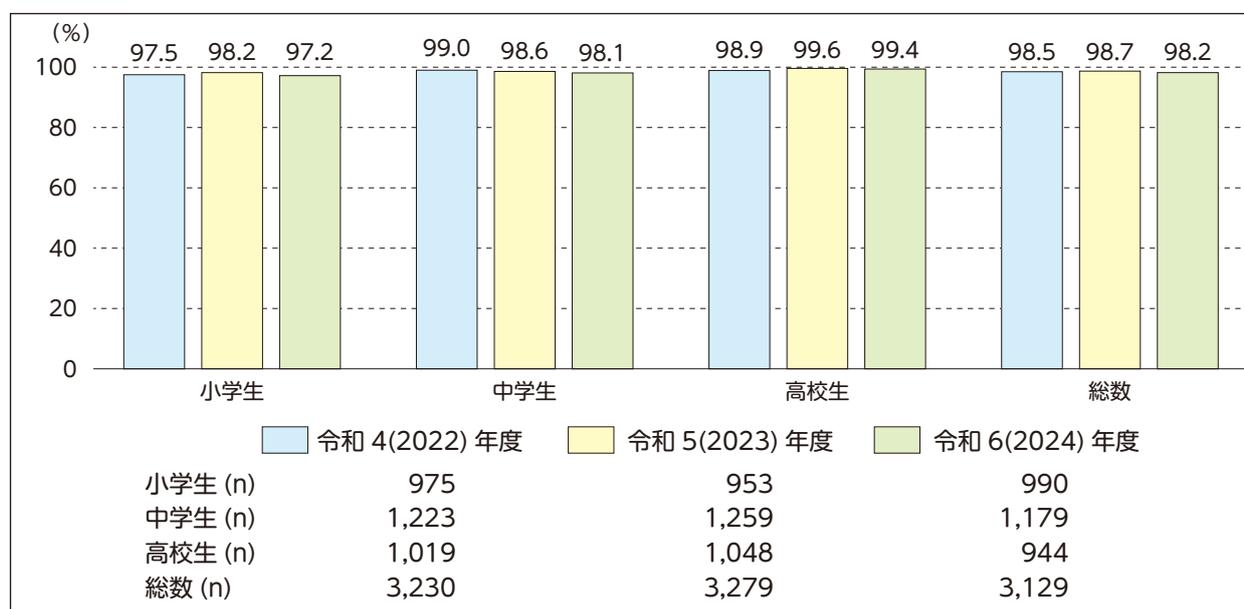
(2) デジタル化の進展

テレワークやオンライン授業など、ICT（情報通信技術）の普及に加え、生成 AI などのデジタル技術の活用が、世代を問わず日常生活に広く浸透してきています。

内閣府の調査によると、児童生徒のインターネット利用率は98.2%となっており、また、平日1日当たりのインターネット利用時間は年々増加し、令和6（2024）年度には5時間を越えています。

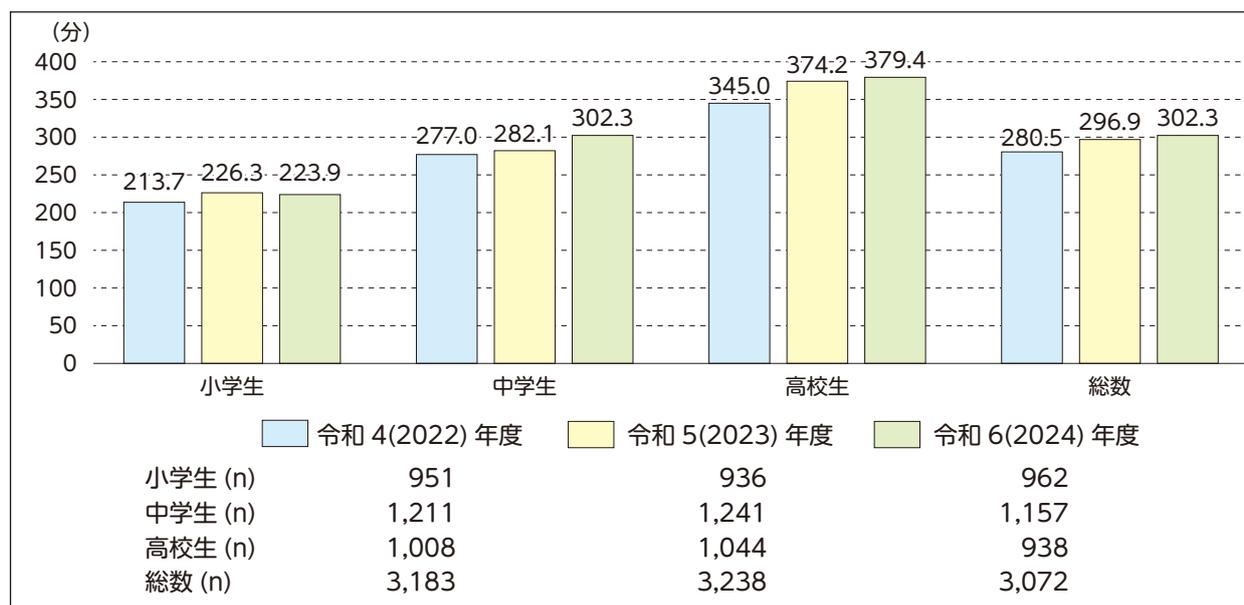
このような中では、情報を取捨選択し読み取る力、進歩し続けるデジタル技術を使いこなす力などの育成が求められます。一方で、インターネットの長時間利用による睡眠不足など、生活リズムの乱れや体力の低下が懸念されます。

図表4 児童生徒のインターネット利用率（全国）



資料：内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

図表5 児童生徒のインターネット利用時間（平日1日当たり）（全国）



資料：内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

(3) グローバル化の進展

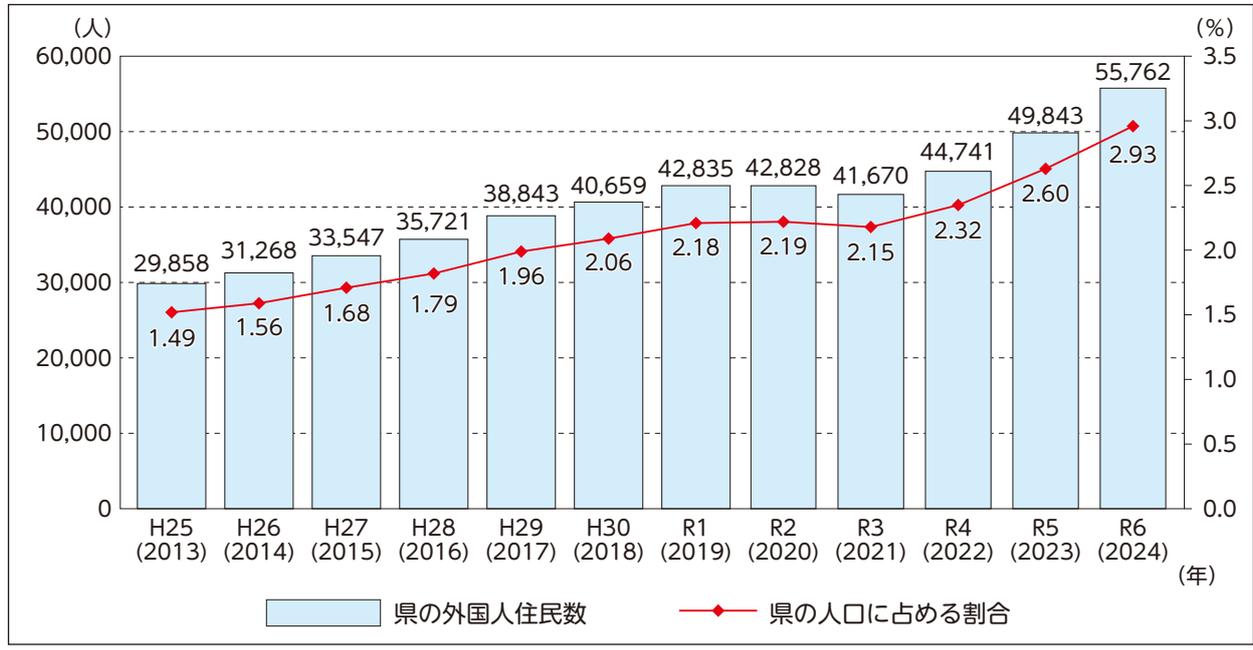
交通、ICTの発達に伴い、ヒト、モノ、情報の移動が活発化し、経済、文化、スポーツなど様々な分野でグローバル化が進んでいます。

本県の外国人住民数は、令和6(2024)年末現在 55,762 人で、県人口に占める割合は 2.93%となっており、平成 25(2013)年の 2 倍近くまで増加しています。

海外への留学者数は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和 2(2020)年度に大幅に減少しましたが、令和 5(2023)年度には 89,179 人まで増加しています。

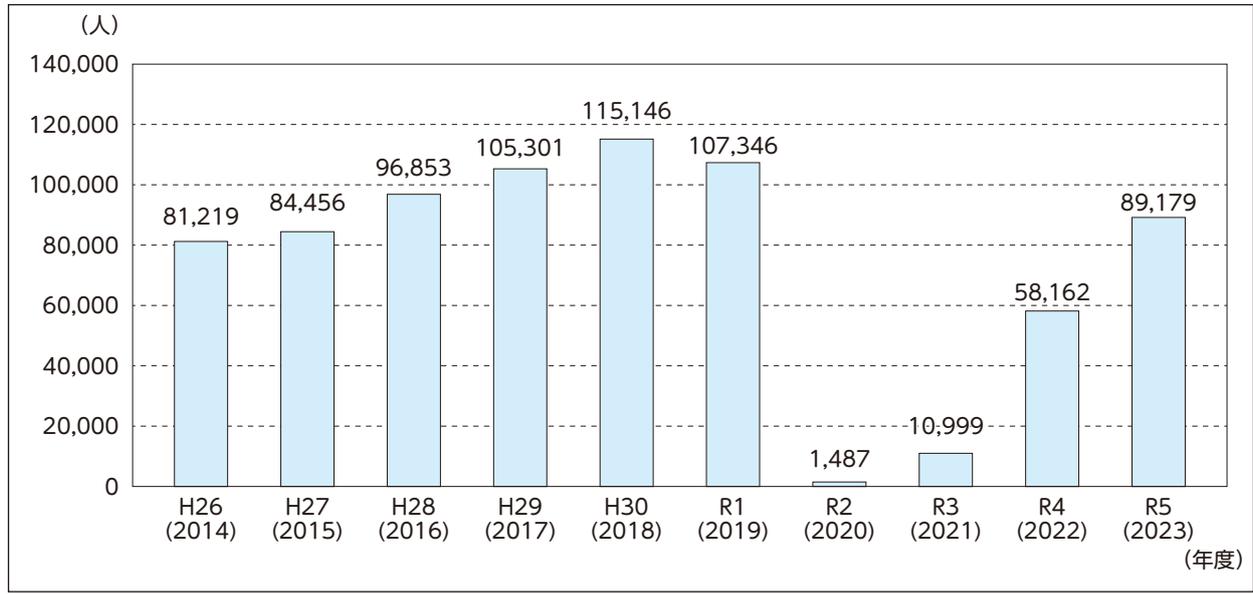
豊かな語学力、コミュニケーション力、チャレンジ精神や異文化を理解する力を持つ青少年の育成が求められます。

図表 6 外国人住民数及び県の人口に占める割合 (栃木県)



資料：栃木県県民協働推進課「外国人住民数現況調査」

図表 7 日本人の海外留学者数 (全国)



資料：(独)日本学生支援機構「日本人学生留学状況調査」

2 青少年の状況と課題

(1) 青少年自身の状況

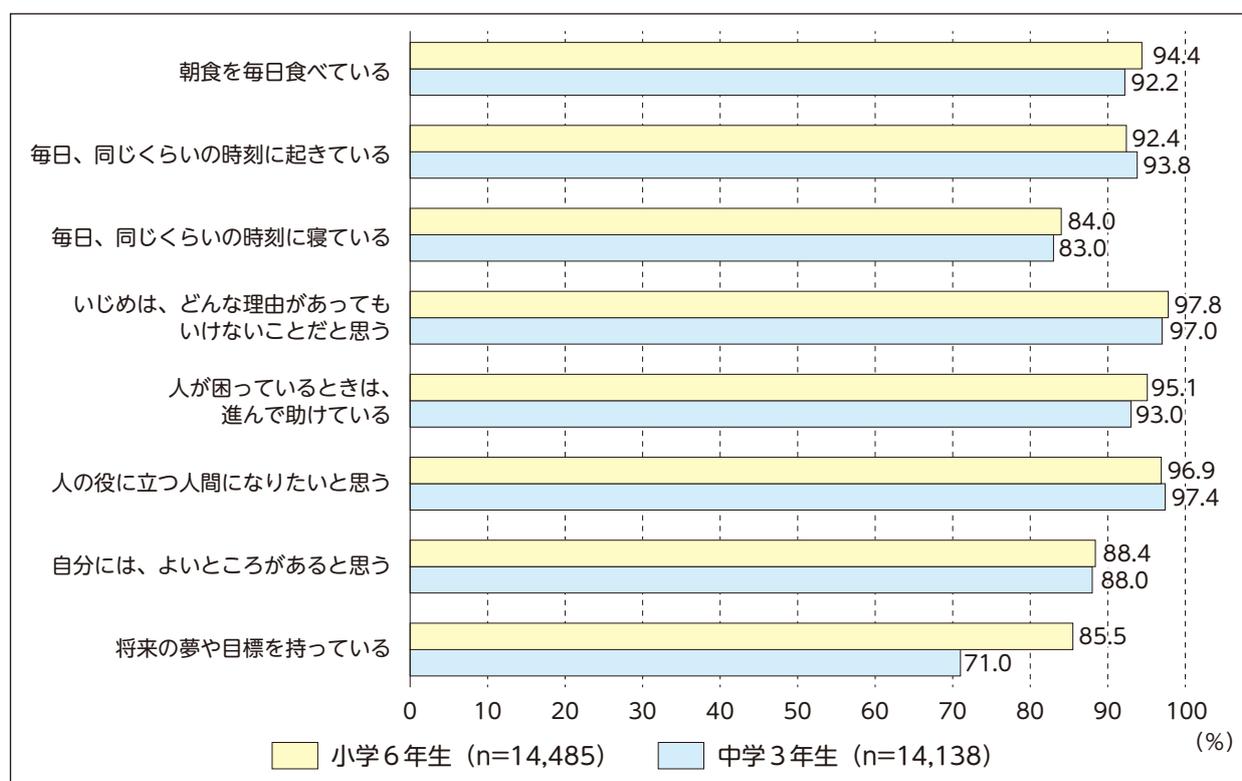
① 生活習慣、意識

多くの児童生徒は毎日朝食を食べているものの、約6～8%の児童生徒は毎日食べているといえない状況です。同じ時刻に起きる児童生徒は9割を超えるのに対して、寝る時間は一定でない児童生徒が2割近くいます。

また、ほとんどの児童生徒は、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と回答しており、約9割の児童生徒は、自分にはよいところがあると思っています。

健やかな成長の基礎となる基本的な生活習慣の確立、そして、自尊感情や他者を思いやる心、規範意識を養うことが重要です。

図表8 生活習慣、意識（栃木県）



資料：文部科学省「令和7年度全国学力・学習状況調査」
「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」または「している」、「どちらかといえばしている」と答えた割合

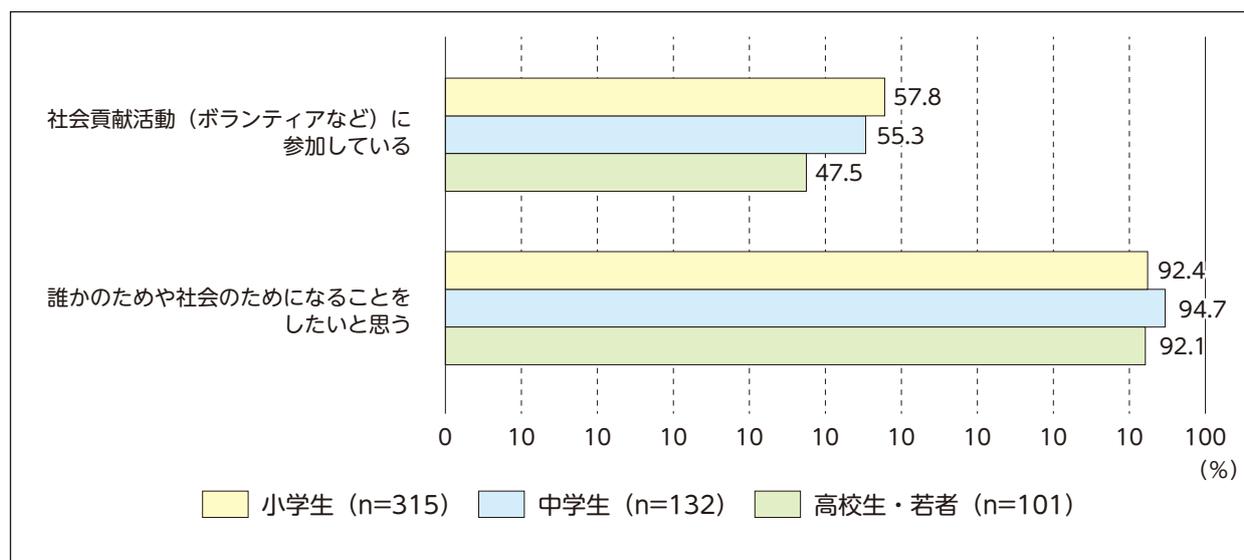
② 社会との関わり、関心

9割以上の小中高生及び若者が誰かのためや社会のためになることをしたいと考えている一方で、実際に社会貢献活動（ボランティアなど）に参加している割合は5割程度にとどまっています。

青少年が社会的に自立するためには、社会参加の機会を創出し、自主性や協調性を育みながら社会の一員としての自覚を高めていくことが重要です。

また、地域社会の活力を持続するためには若者の力が不可欠であり、若者ならではの斬新な発想や取組を応援し、若者が活躍できる環境をつくることも重要です。

図表9 社会との関わり、関心（栃木県）



資料：栃木県子ども政策課「令和7年度子どもモニターアンケート」
社会貢献活動（ボランティアなど）に「いつも参加している」、「ときどき参加している」と答えた割合
誰かのためや社会のためになることをしたいと「とても思う」、「少し思う」と答えた割合

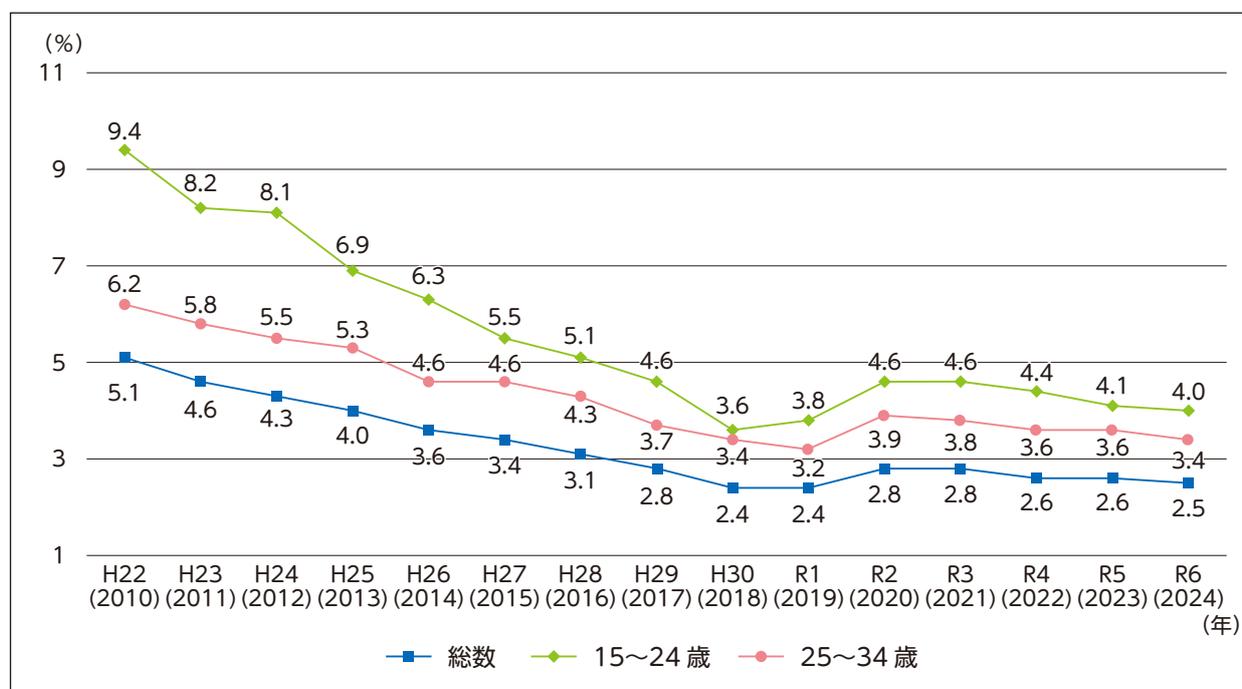
③ 雇用

平成 20(2008) 年に発生したリーマンショック後に急激に悪化した雇用情勢は、改善傾向が続いてきました。平成 22(2010) 年には 5.1% だった完全失業率は、令和 6(2024) 年には 2.5% まで改善していますが、若年層の失業率は常に平均よりも高い状況が続いています。

非正規雇用者比率は、25～34 歳では 21.6% となっており、若年層は低下傾向にあります。多様な働き方へのニーズから、自ら希望するケースが増える一方、正社員として働くことを望みながらも機会がなく、やむを得ず非正規雇用で働く 25～34 歳の割合は、他の年齢層と比べ高い状況となっています。

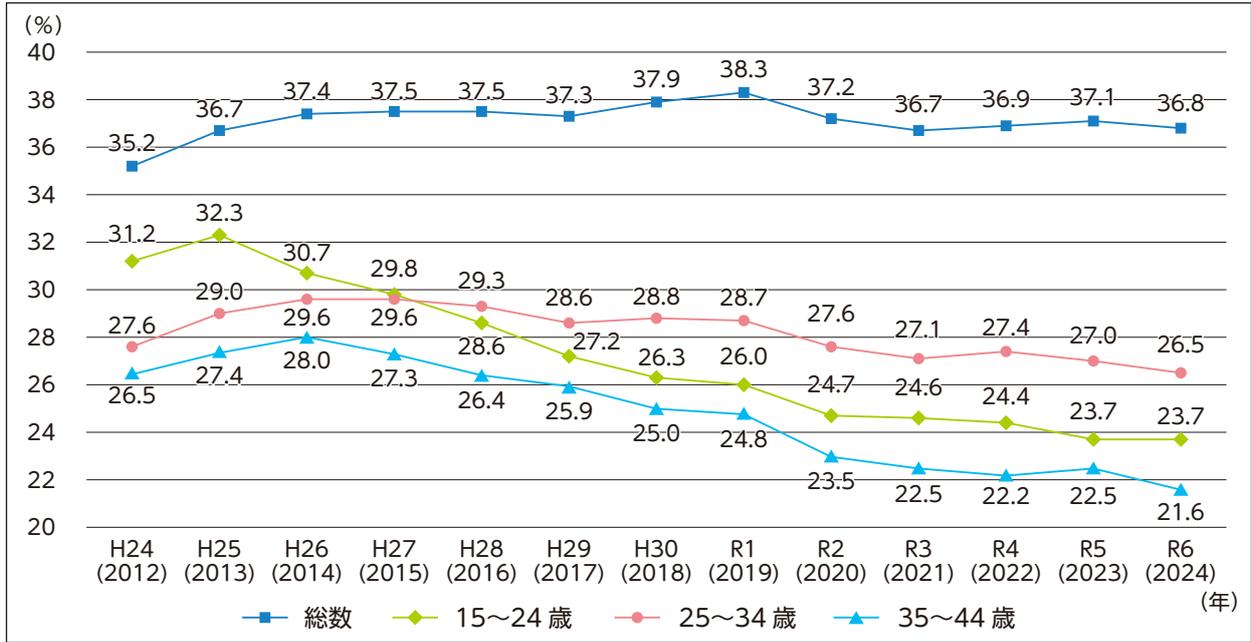
青少年が社会の一員として持てる力を十分に発揮できるよう、発達段階に応じたキャリア教育・職業教育を進めるとともに、職業訓練やインターンシップ、就職相談等の総合的な就労支援が求められます。

図表 10 若年層の失業率の推移 (全国)



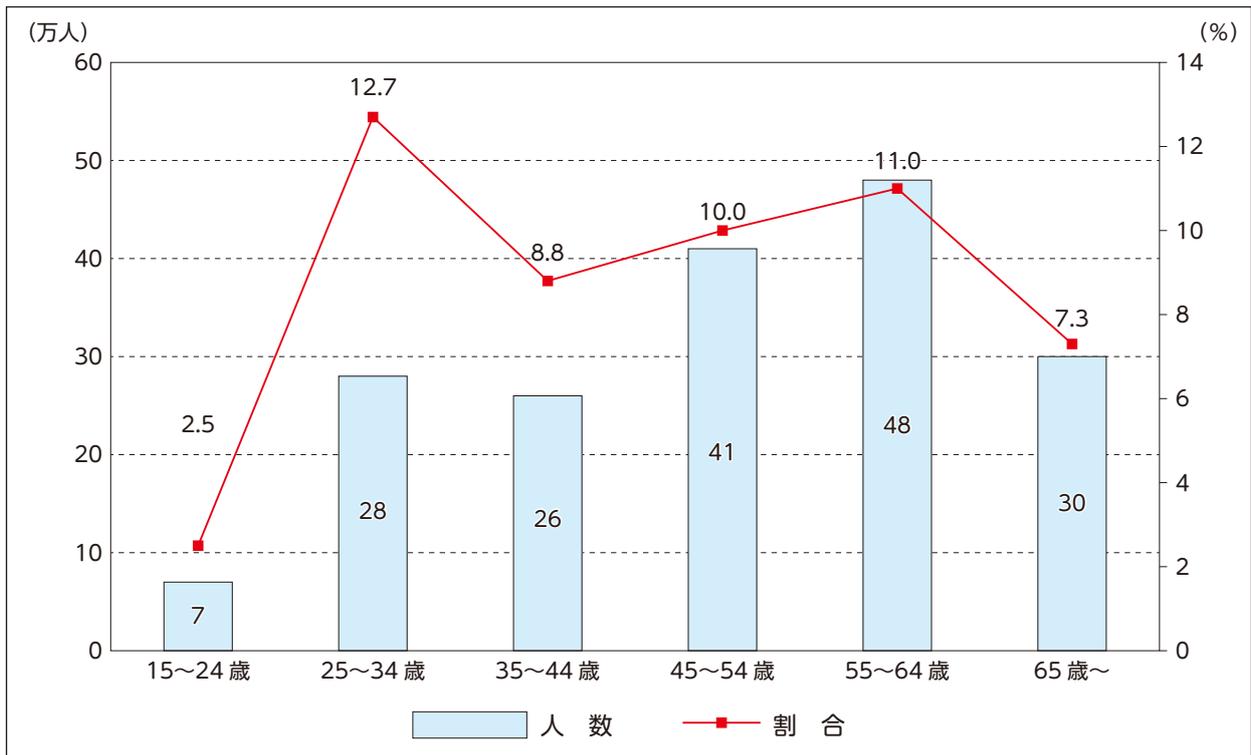
資料：総務省「労働力調査（基本集計）」

図表 11 非正規雇用者比率 (全国)



資料：総務省「労働力調査（詳細集計）」

図表 12 不本意非正規雇用の状況 (全国)



資料：総務省「労働力調査（詳細集計）」(2024年平均)

(2) 困難を抱える青少年の状況

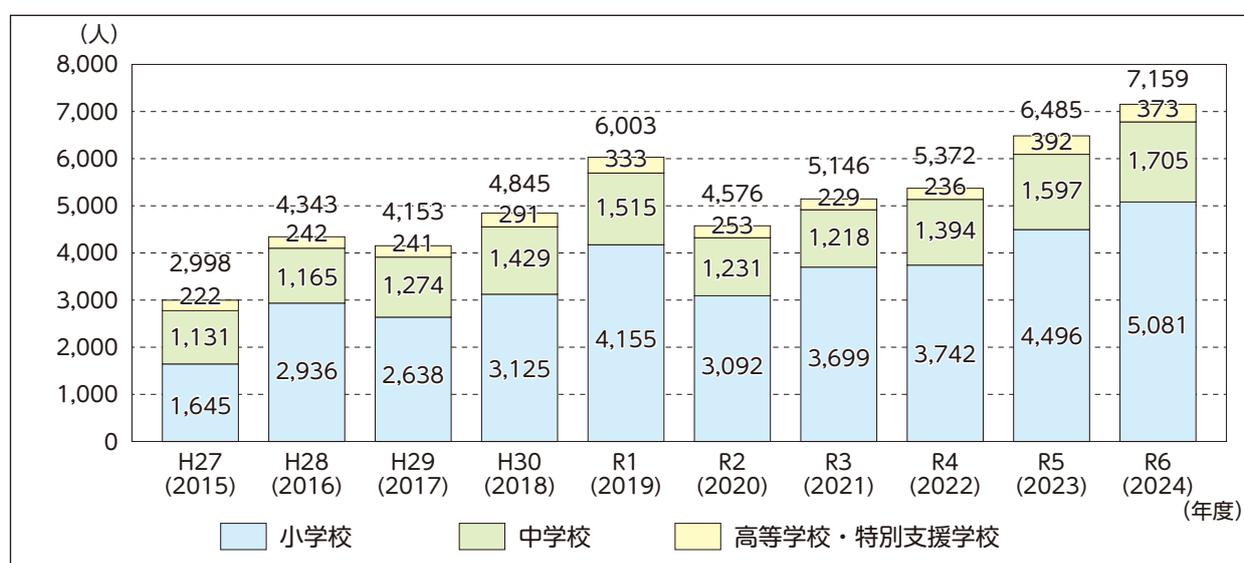
① いじめ・暴力行為

近年、本県のいじめの認知件数は増加傾向にあります。令和6(2024)年度は7,159件と、平成27(2015)年度に比べ2倍以上の件数となっています。これは、平成25(2013)年の「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、いじめを初期段階で積極的に認知することが学校現場に浸透したことが要因と考えられます。

併せて、暴力行為の発生状況についても、増加傾向にあります。

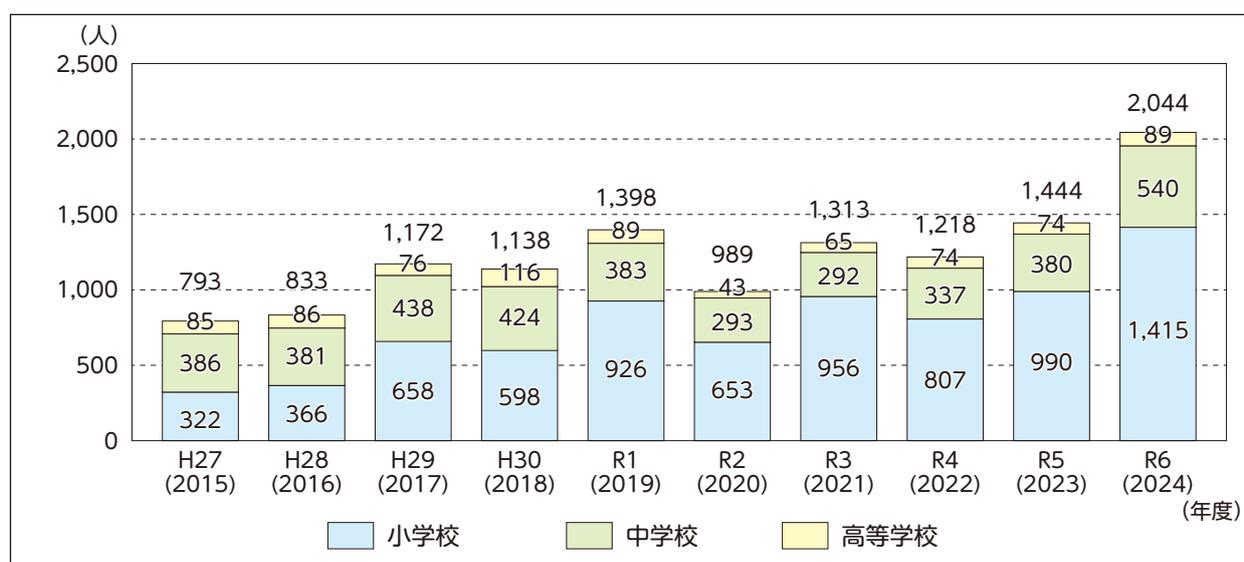
いじめの根絶のため、学校だけでなく、家庭や地域、関係機関が連携して、未然防止や早期発見、早期解決に取り組む必要があります。

図表13 いじめの認知件数の推移（栃木県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

図表14 暴力行為の発生状況の推移（栃木県）



※暴力行為・・・自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

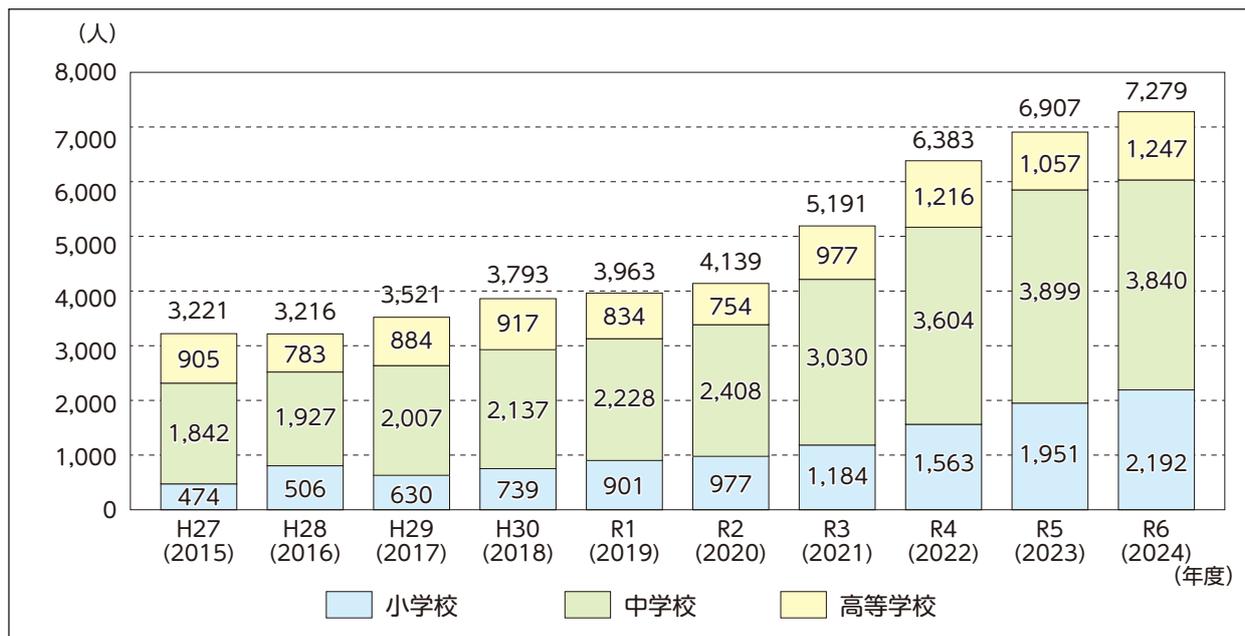
② 不登校、高校中退

本県の国公立小・中学校及び高等学校における不登校児童生徒数は、令和6(2024)年度は7,279人であり、平成27(2015)年度に比べ2倍以上に増加しています。

高等学校における中途退学者数については、ここ数年は増加傾向にありましたが、令和6(2024)年度は678人と減少しました。

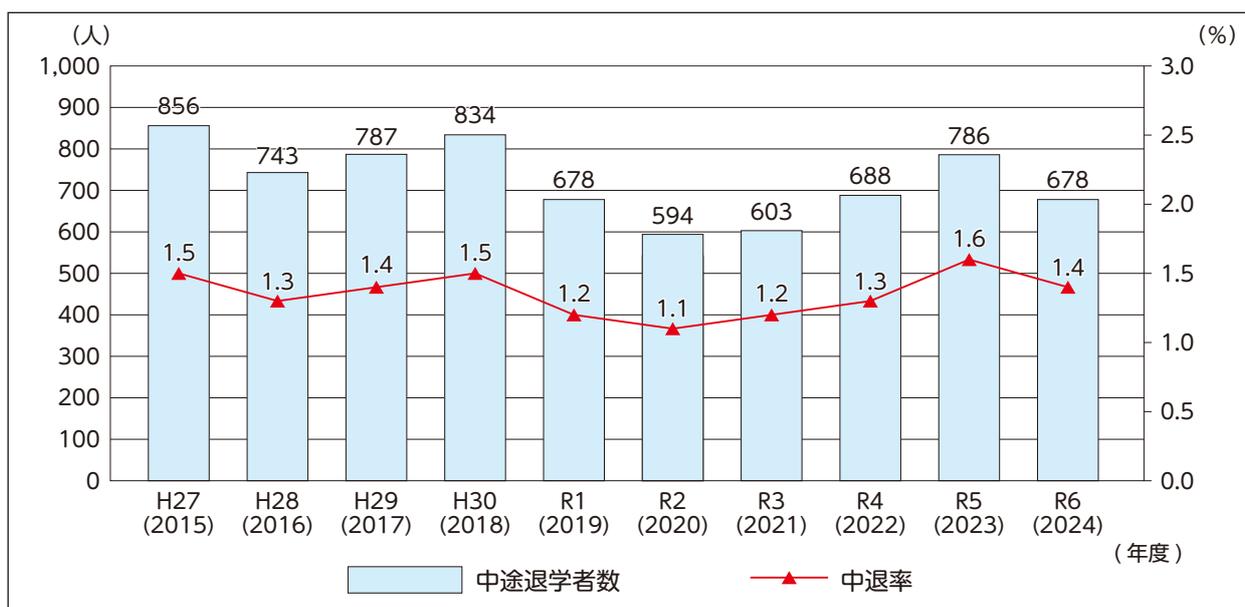
全ての児童生徒が教育を受ける機会を確保できるよう、不登校の未然防止や早期発見、早期対応及び不登校児童生徒への支援に向けた取組が必要です。

図表15 不登校児童生徒数の推移 (栃木県)



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

図表16 高等学校中途退学者数の推移 (栃木県)



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

③ 若年無業者（ニート）、ひきこもり

令和4(2022)年の総務省「就業構造基本調査」によると、本県における若年無業者数は、10,100人となっています。

ひきこもりに関して、令和4(2022)年度に内閣府が実施した調査によると、全国の15～39歳のひきこもりの割合は2.05%となっています。令和4(2022)年の本県の15歳～39歳の人口と合わせて算出した本県のひきこもり数は、概ね9,300人となります。

学校や地域、関係機関等が連携し、社会生活への適応、就労支援等、ライフステージに応じた切れ目のない継続的な支援が必要です。

図表 17 男女別の若年無業者数（栃木県）

(単位：人)

| 区 分 | 男 | 女 | 合 計 |
|--------|-------|-------|--------|
| 非求職者 | 2,800 | 1,800 | 4,600 |
| 非就業希望者 | 3,500 | 2,000 | 5,500 |
| 合 計 | 6,300 | 3,800 | 10,100 |

※ここでの若年無業者（ニート）は、15～34歳で家事も通学もしていない無業者のうち、以下の者をいいます。

- ① 就業を希望している者のうち求職活動をしていない者（非求職者）
- ② 就業を希望していない者（非就業希望者）

資料：総務省「令和4年就業構造基本調査」

図表 18 ひきこもり状態にある人の割合（全国）

| 区 分 | 有効回収数に占める割合 (%) | |
|-------------------------------|-----------------|------------|
| ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどに出かける | 0.74 | } 狭義のひきこもり |
| 自室からは出るが、家からは出ない | 0.30 | |
| 自室からほとんど出ない | 0.06 | |
| ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する | 0.95 | } 準ひきこもり |
| 計 | 2.05 | } 広義のひきこもり |

資料：内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」（令和4年度）

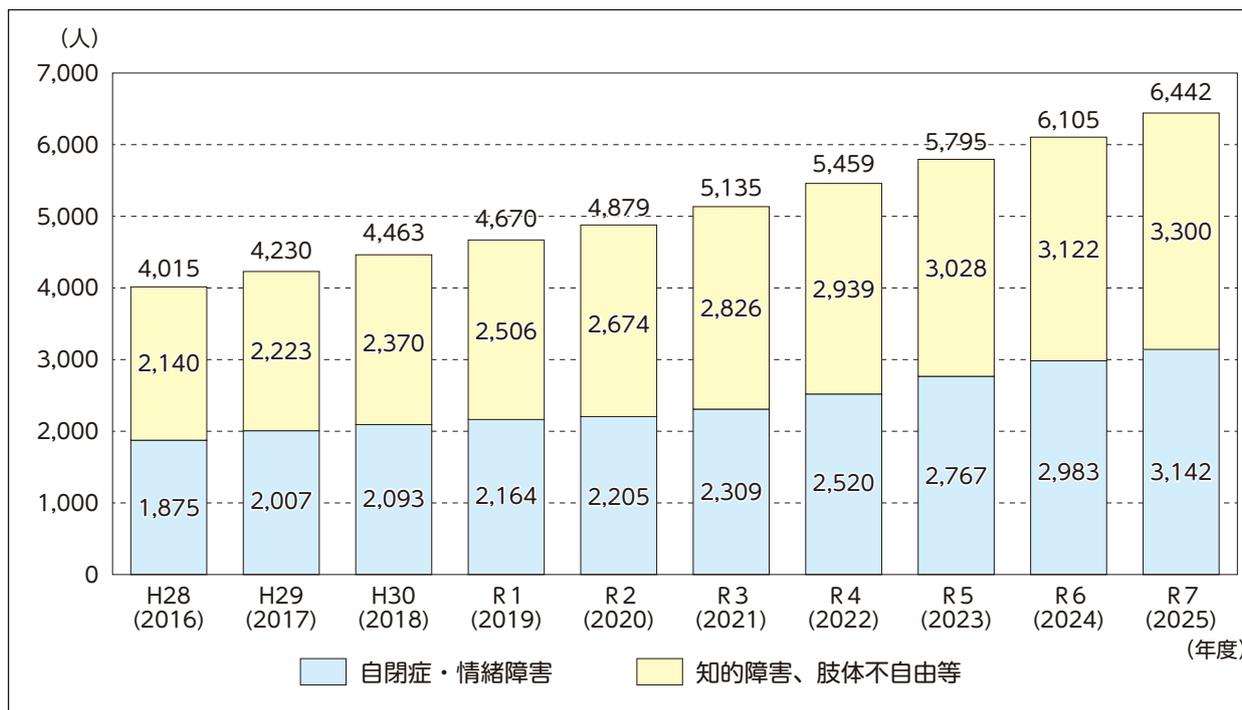
④ 障害のある子ども

本県の小・中学校に設置されている特別支援学級に在籍する児童生徒数は、令和7(2025)年度6,442人で、平成28(2016)年度に比べ2,427人増加しています。

このほかに、特別支援学校に在籍する児童生徒、小・中学校において通級による指導^(*注)を受けている児童生徒の人数も増加傾向にあります。

障害のある子どもが主体的に学び、自信を育みながら周囲の人々と相互に支え合う関係を築くことができるよう、きめ細かな指導・支援の充実や、家庭、教育及び福祉等の連携強化が必要です。

図表 19 特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移（小・中学校）（栃木県）



資料：栃木県教育委員会「栃木の特別支援教育」

(*注) 通級による指導

- 小・中・高等学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態のこと。

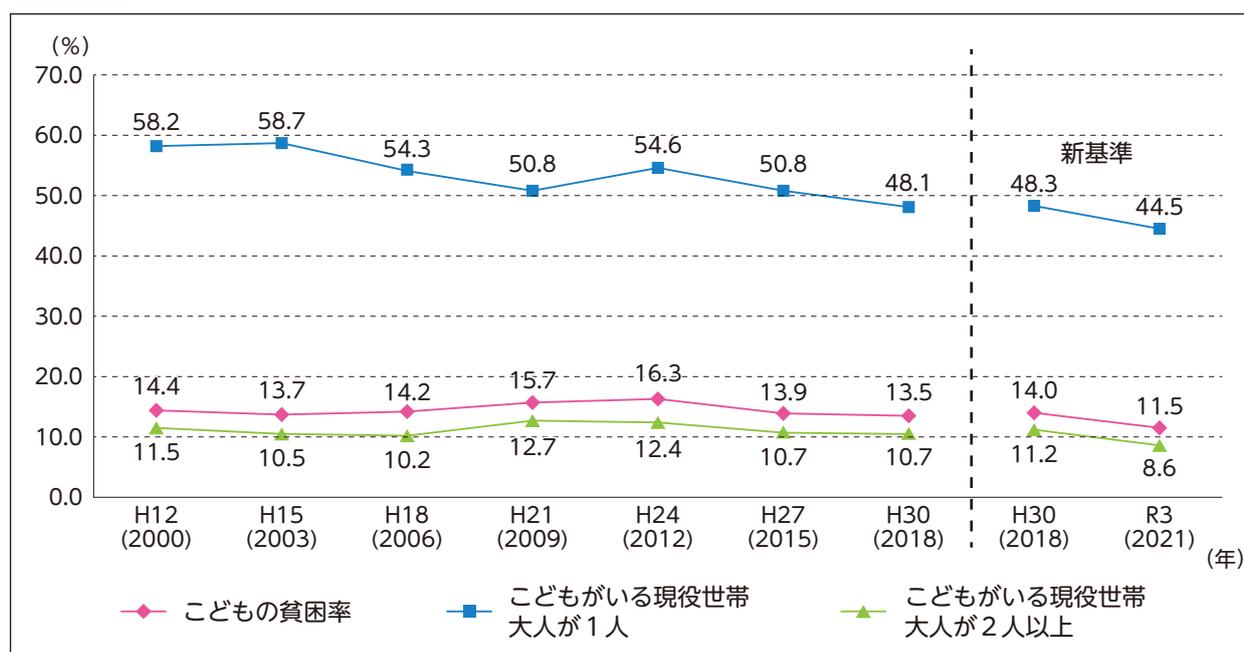
⑤ こどもの貧困

令和3(2021)年のこどもの貧困率は、11.5%となっています。平成30(2018)年より2.5ポイント低下したものの、依然9人に1人のこどもが貧困の状態にあります。

特に、こどもがいる現役世帯のうち、大人が1人の世帯の貧困率は44.5%となっており、大人が2人以上の世帯の貧困率8.6%を大きく上回っています。

こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、経済的支援、子育て支援、就労支援、教育など様々な視点からの対策が必要です。

図表 20 貧困率の年次推移 (全国)



※「新基準」の数値は、平成28(2015)年に改定されたOECD所得基準の新たな基準で算定した数値。それ以外は当該改定前の旧基準に基づく数値。

※現役世帯・・・世帯主が18歳以上65歳未満の世帯

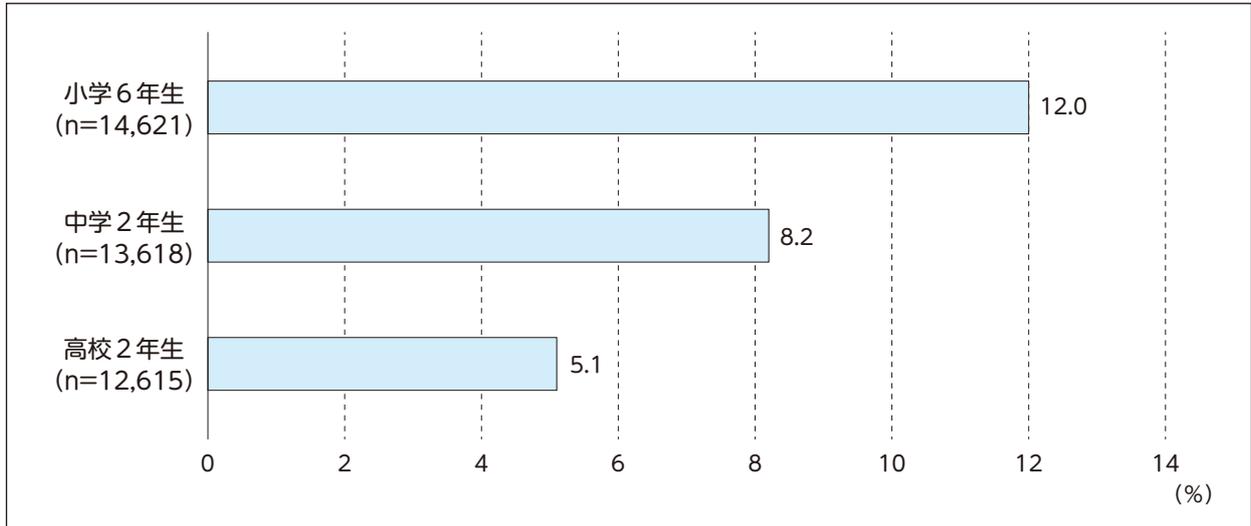
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

⑥ ヤングケアラー

本県の「お世話をしている家族がいる」と回答した児童生徒の割合は、小学6年生が12.0%、中学2年生が8.2%、高校2年生が5.1%となっています。

関係機関等と連携し、ヤングケアラーを早期に把握し、必要な支援につなげる必要があります。

図表 21 お世話をしている家族の有無（栃木県）



資料：栃木県こども政策課「ヤングケアラー実態調査」（令和4年度）
「お世話をしている家族がいる」と回答した割合

⑦ 青少年の自殺

本県の令和6（2024）年における総自殺者数は303人であり、平成21（2009）年の630人をピークに減少傾向が続いています。しかしながら、15～19歳及び20～24歳では自殺者が死亡者数の半数以上を占めるなど、深刻な状況が続いています。

様々な悩みを抱える青少年の早期把握、見守り、相談体制の充実など、自殺防止対策を推進する必要があります。

図表 22 年齢別・死因別死亡者数（栃木県）

単位：人

| 区分 | 0～9歳 | 10～14歳 | 15～19歳 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40歳以上 |
|-------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 悪性新生物＜腫瘍＞ | 2 | 1 | | 4 | 5 | 5 | 14 | 5,966 |
| その他の新生物＜腫瘍＞ | | | | | | 1 | 2 | 227 |
| 循環器系の疾患 | | | | 1 | 4 | 7 | 19 | 6,329 |
| 呼吸器系の疾患 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 3,065 |
| 消化器系の疾患 | | | 1 | | 1 | 4 | 2 | 991 |
| 不慮の事故 | 1 | 1 | 3 | 4 | 3 | 4 | 5 | 601 |
| 自殺 | | 4 | 13 | 14 | 14 | 15 | 18 | 225 |
| その他 | 21 | 2 | 4 | 2 | 10 | 7 | 13 | 7,916 |
| 合計 | 25 | 9 | 22 | 25 | 38 | 44 | 74 | 25,320 |

資料：厚生労働省「人口動態統計」（令和6年）

⑧ 外国人児童生徒等

本県の小・中学校に在学する外国人児童生徒数は、令和7(2025)年度は2,269人であり、平成28(2016)年度に比べ約1.6倍に増加しています。

また、日本語指導が必要な児童生徒数は、令和5(2023)年度には1,037人(小学校775人、中学校185人、高等学校・特別支援学校77人)と、増加傾向にあります。

日本語指導が必要な児童生徒が生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばせるよう支援が必要です。

図表 23 小・中学校に在学する外国人児童生徒数 (栃木県)



資料：栃木県統計課「学校基本調査」

図表 24 日本語指導が必要な児童生徒数 (栃木県)



※この調査における「日本語指導が必要な児童生徒」とは、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」、もしくは、「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒」を指す。

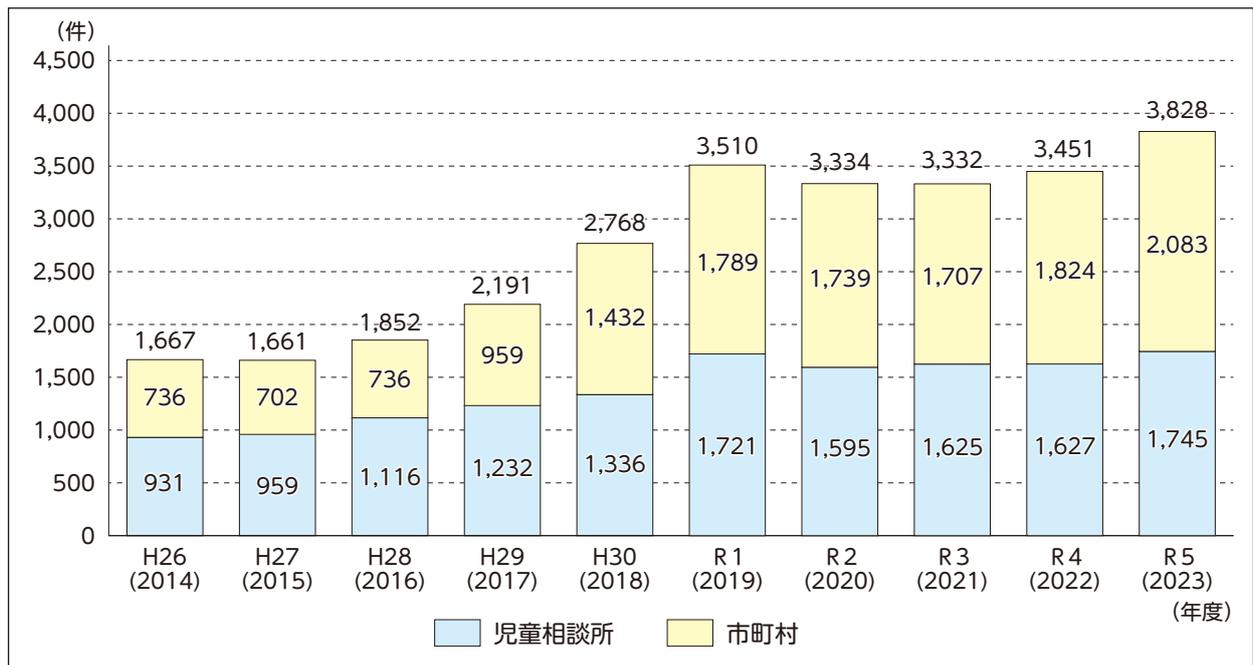
資料：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

⑨ 児童虐待

県内の児童虐待相談対応件数は、令和5(2023)年度3,828件で、過去最多を更新しています。県内の児童相談所における虐待相談の内容は、心理的虐待が52.8%と最も多く、次いでネグレクト、身体的虐待となっています。

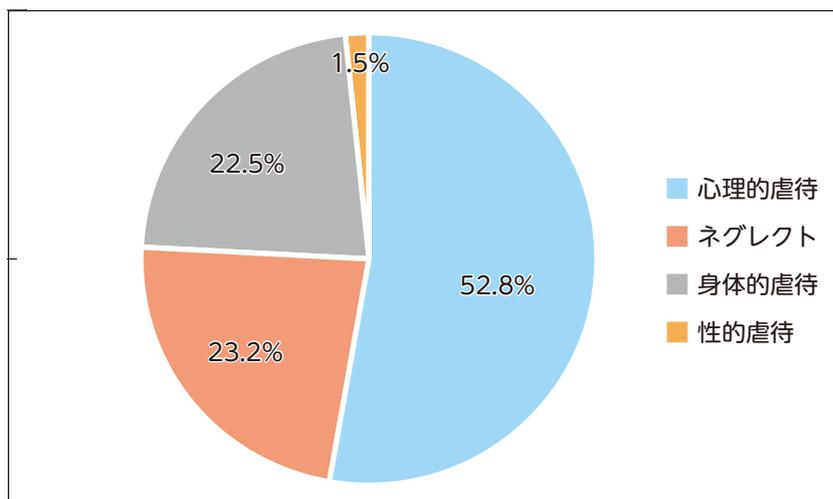
児童虐待は、青少年の健全な成長、発達を阻害し、心身に長期にわたり深刻な影響を与えるため、早期に発見することが重要であるとともに、相談に適切かつ迅速に対応すること、再発防止に向けた支援の強化が必要です。

図表 25 児童相談所及び市町村における児童虐待相談対応件数の推移 (栃木県)



資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

図表 26 児童相談所における児童虐待相談内容 (令和5年度) (栃木県)



資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

(参考) 栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター
(ポラリス☆とちぎ) における相談支援状況

ひきこもりや不登校など、困難を抱えるこども・若者や家族等からの相談をワンストップで受ける「ポラリス☆とちぎ」では、電話、来所、アウトリーチ（訪問）、メール・FAX等により、相談支援を行っています。

令和6(2024)年度は、569人から5,092件の相談が寄せられました。

39歳以下の新規の当事者175人のうち、ひきこもりに関する相談は58人、不登校が47人と、新規相談全体の半数を占めています。



R6 カテゴリー別新規当事者数
(～39歳)

| | |
|-------------|-----|
| ひきこもり | 58 |
| 不登校 | 47 |
| 精神疾患 (疑い含む) | 14 |
| 就労 | 12 |
| 親子関係 | 10 |
| 就学 | 9 |
| 発達障害 (疑い含む) | 7 |
| ニート | 5 |
| 生活 (生保等) | 5 |
| その他 | 8 |
| 計 | 175 |

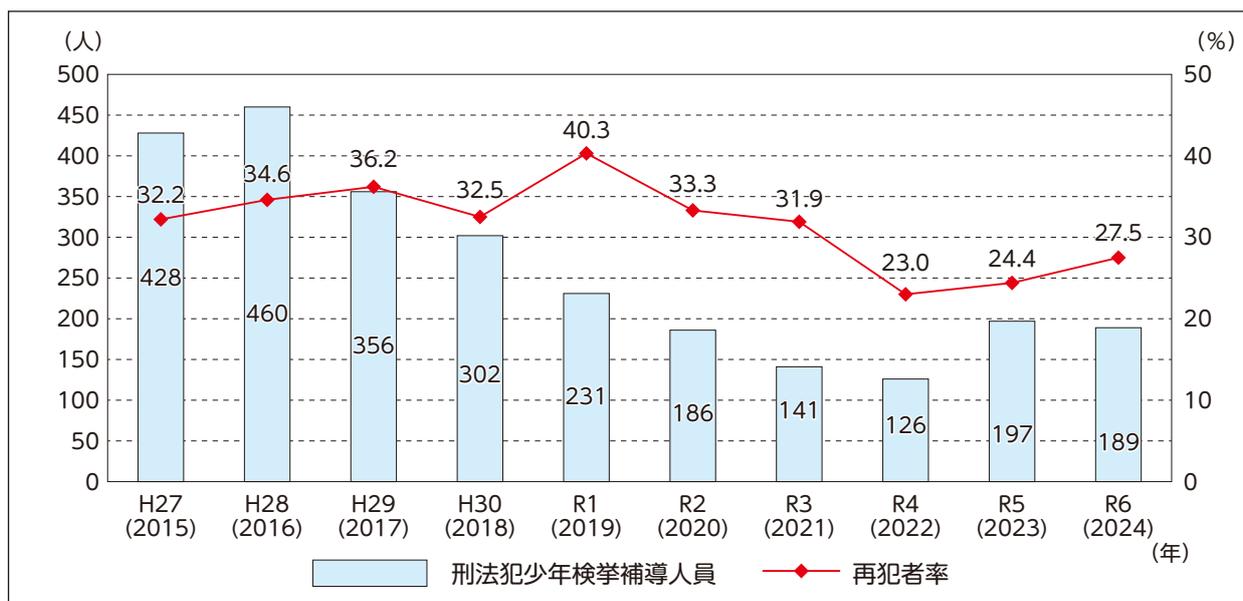
(3) 少年非行、犯罪被害の状況

① 非行少年

本県における刑法犯少年数は、令和4(2022)年まで減少傾向で推移していましたが、令和5(2023)年に上昇に転じ、令和6(2024)年は微減しています。

刑法犯少年の再犯者率は、令和6(2024)年は27.5%となり2年連続で上昇しています。特別法犯検挙補導人員は、令和6(2024)年は19人で過去10年間で最少となりました。問題行動の早期発見と未然防止、非行少年の立ち直り支援が必要です。

図表 27 刑法犯少年及び再犯者率の推移 (栃木県)



※刑法犯少年… 刑法の罪を犯した少年で犯行時及び処理時の年齢がともに14歳以上20歳未満の少年をいう。

(交通関係法令違反を除く)

資料：栃木県警察本部「令和6年少年非行等の概況」

図表 28 特別法犯少年(※1)の法令別検挙補導人員の推移 (栃木県)

| 区分 | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) | R1 (2019) | R2 (2020) | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | |
|-------|-------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| 特別法犯員 | 53 | 66 | 56 | 43 | 64 | 60 | 38 | 41 | 57 | 19 | |
| 法令別 | 軽犯罪法 | 33 | 37 | 19 | 11 | 13 | 17 | 9 | 5 | 13 | 4 |
| | 銃刀法 | | 8 | 1 | 4 | 3 | 3 | 3 | 1 | 2 | 3 |
| | 覚醒剤取締法 | | | | | 4 | | 3 | 1 | 3 | 1 |
| | 大麻取締法※2 | | | 1 | 1 | 7 | 6 | 5 | 5 | 12 | 1 |
| | 児童買春・児童ポルノ法 | 5 | 4 | 8 | 4 | 7 | 2 | 2 | 4 | 6 | 2 |
| | 迷惑防止条例 | 4 | 3 | 6 | 3 | 7 | 8 | 4 | 6 | 8 | 1 |
| | 健全育成条例 | 5 | 5 | 10 | 12 | 13 | 18 | 8 | 16 | 11 | 4 |
| その他 | 6 | 9 | 11 | 8 | 10 | 6 | 4 | 3 | 2 | 3 | |

※1 特別法犯少年… 刑法以外の法令(条例を含む)の罪を犯した少年で犯行時の年齢が14歳以上20歳未満の少年をいう。(交通関係法令違反を除く)

※2 大麻取締法… 大麻は令和6年12月から「麻薬及び向精神薬取締法」における「麻薬」と位置づけられている。

資料：栃木県警察本部「令和6年少年非行等の概況」

② 犯罪被害少年

警察庁の資料によると、SNSに起因する犯罪の被害児童数は、令和6(2024)年は全国で1,486件にのぼります。そのうち、約4割は児童買春・児童ポルノ禁止法違反となっています。

なお、被害にあった児童の大多数はスマートフォンでアクセスしており、約9割はフィルタリング設定をしていない状況でした。

青少年が被害者だけでなく加害者になるケースも生じており、青少年が適切にインターネットを利活用できるよう、情報モラル教育やネットリテラシー教育を推進するとともに、フィルタリングサービス等の普及促進を図ることが必要です。

図表 29 SNSに起因する事犯の被害児童数の推移 (全国)

(単位：人)

| 区 分 | H30 (2018) | R1 (2019) | R2 (2020) | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | |
|-----------------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----|
| 児童福祉法 | 27 | 28 | 31 | 13 | 12 | 15 | 6 | |
| 青少年保護育成条例 | 749 | 844 | 738 | 665 | 583 | 534 | 345 | |
| 児童買春・ 児童ポルノ 禁止法 | 児童買春 | 399 | 428 | 311 | 336 | 321 | 290 | 174 |
| | 児童ポルノ | 545 | 671 | 597 | 657 | 658 | 592 | 414 |
| | 小計 | 944 | 1,099 | 908 | 993 | 979 | 882 | 588 |
| 重要犯罪等 | 殺人 | 3 | 1 | 2 | 2 | 3 | 1 | 1 |
| | 強盗 | 2 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 1 |
| | 不同意性交等 | 32 | 49 | 45 | 34 | 49 | 96 | 287 |
| | 略取誘拐 | 42 | 46 | 75 | 86 | 80 | 95 | 66 |
| | 不同意わいせつ | 12 | 15 | 19 | 17 | 26 | 33 | 102 |
| | 逮捕監禁 | — | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 小計 | 91 | 111 | 142 | 141 | 158 | 225 | 458 |
| 面会要求等 | — | — | — | — | — | 6 | 49 | |
| 性的姿態撮影等処罰法 | — | — | — | — | — | 3 | 40 | |
| 総 数 | 1,811 | 2,082 | 1,819 | 1,812 | 1,732 | 1,665 | 1,486 | |

※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単純に令和5年以前とその人数を比較できない。

資料：警察庁「少年非行及び子供の性被害の状況」

図表 30 SNS に起因する事犯の被害児童のアクセス手段の推移 (全国)

(単位：人)

| 区 分 | H30 (2018) | R1 (2019) | R2 (2020) | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 被害児童数 | 1,811 | 2,082 | 1,819 | 1,812 | 1,732 | 1,665 | 1,486 |
| 携帯電話 | 1,632 | 1,867 | — | — | — | — | — |
| スマートフォン | 1,621 | 1,845 | 1,701 | 1,722 | 1,657 | 1,619 | 1,449 |
| パソコン | 13 | 9 | — | — | — | — | — |
| ゲーム機 | 10 | 8 | — | — | — | — | — |
| その他 | 154 | 196 | — | — | — | — | — |
| スマートフォン以外 | — | — | 115 | 84 | 74 | 46 | 37 |
| 不明 | 2 | 2 | 3 | 6 | 1 | 0 | 0 |

※令和元年までは、携帯電話（スマートフォンを含む。）、パソコン、ゲーム機、その他、不明で分類し、令和2年からはスマートフォン、スマートフォン以外、不明で分類

資料：警察庁「少年非行及び子供の性被害の状況」

図表 31 SNS に起因する事犯の被害児童のフィルタリング利用状況の推移 (全国)

(単位：人)

| 区 分 | H30 (2018) | R1 (2019) | R2 (2020) | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) |
|------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 利用あり | 187 | 232 | 167 | 144 | 117 | 102 | 81 |
| 利用なし | 1,372 | 1,490 | 984 | 1,025 | 864 | 860 | 720 |
| 合計 | 1,559 | 1,722 | 1,151 | 1,169 | 981 | 962 | 801 |

※SNS に起因する事犯の被害児童のうち、フィルタリングの利用の有無が判明した被害児童の内訳

資料：警察庁「少年非行及び子供の性被害の状況」

第3章 施策の方向性

1 施策の柱

基本目標「心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成」の実現に向け、次の3つの施策の柱のもとに青少年の健全育成に取り組んでいきます。

<基本目標>

心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成



施策の柱Ⅰ 全ての青少年の健全な育成と自立の促進

青少年の自己形成を支援するとともに、豊かな心と健やかな体を育み、社会の一員として自立する力を身に付けられるよう支援します。

そして、青少年が郷土愛を持ちながら、様々な分野で活躍できる環境づくりを推進します。

施策の柱Ⅱ 困難を抱える青少年やその家族への支援の充実

社会生活を営む上で困難を抱える青少年が、困難な状況にあっても希望を持って生活し、乗り越えていくことができるよう、きめ細かな支援を行います。

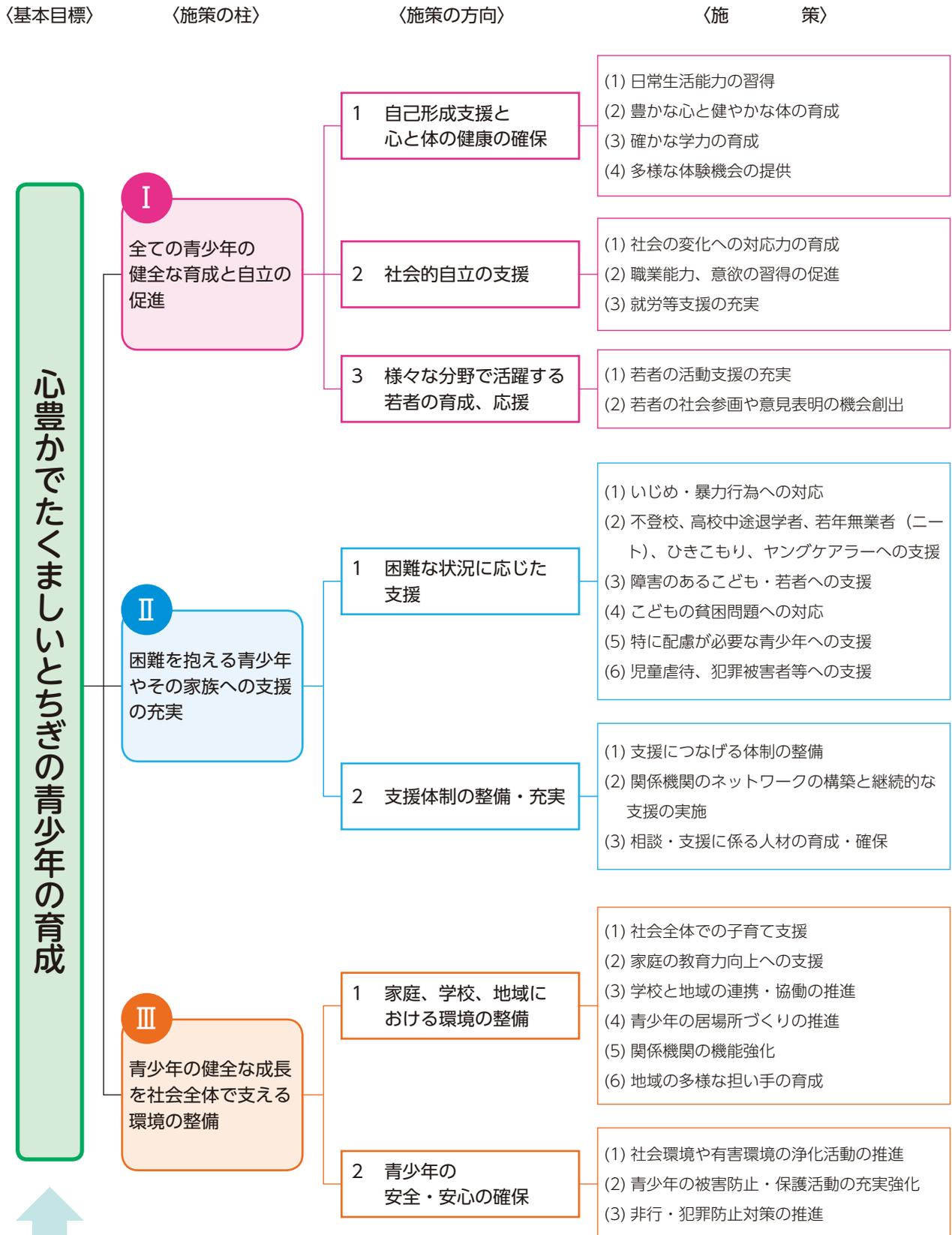
複合的な問題を抱える青少年に対し、関係機関のネットワークを強化し、重層的な支援を行います。

施策の柱Ⅲ 青少年の健全な成長を社会全体で支える環境の整備

家庭、学校、職場、地域、行政等が相互に連携・協力しながら、社会全体で青少年の成長を見守り育む環境づくりを進めます。

インターネットに起因する被害や青少年が巻き込まれる犯罪や事故などが起きないように、青少年が安全・安心に生活できる環境づくりを進めます。

2 施策の体系



オールとちぎによる青少年健全育成の推進

青少年健全育成県民運動の展開
～「とちぎの子ども育成憲章」、「家庭の日」の普及啓発等～

1 施策の展開

施策の柱 I 全ての青少年の健全な育成と自立の促進

施策の方向 1 自己形成支援と心と体の健康の確保

主な施策

(1) 日常生活能力の習得

- 基本的な生活習慣の形成
 - ・ 「早寝早起き朝ごはん」運動や食育指導等、小中高生や保護者等への普及啓発や、家庭をはじめ学校や地域の連携・協力による効果的な取組により、青少年の基本的な生活習慣づくりを推進します。
- コミュニケーション能力の育成
 - ・ 授業や様々な活動において、多様な他者と対話する場面を位置付けるなどの取組を推進することを通して、児童生徒のコミュニケーション能力等を育成します。
- 規範意識の醸成
 - ・ 各学校において、集団や社会の一員としての自覚や責任ある態度・規範意識等を醸成するため、発達の段階に応じた児童・生徒指導を全校体制で推進します。
 - ・ 学校教育活動及び社会教育活動を通して、人としてより良く生きるための基盤となる道徳性を育みます。

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

- 人権教育・人権啓発の推進
 - ・ あらゆる場を通じて、豊かな人間性を育み、人権意識を高める人権教育及び人権啓発を推進します。
- 自己肯定感の涵養
 - ・ 家庭や学校、地域等において、青少年一人ひとりの個性を尊重し、誰もが長所を伸ばせるよう、お互いを認め合う環境づくりを推進します。
 - ・ 自然体験、文化・スポーツ活動などの多様な体験活動を通し、達成感や自己有用感を実感しお互いを認め合う経験を積み、青少年が自己肯定感を高められるよう支援します。
- ふるさとへの誇りや郷土愛の醸成
 - ・ 各学校において県内の様々な教育資源を活用し、ふるさとを学ぶ機会の充実を図るとともに、「とちぎふるさと学習」の資料集やホームページを活用するなどして、ふるさ

とへの理解を深め、ふるさとを愛する心を育みます。

- ・ 博物館において、展示や参加型の体験学習、観察会など多様な事業を実施し、郷土の歴史、文化、自然に関する知識、理解を深め、郷土に対する誇りと愛着を育みます。
- **男女共同参画意識の醸成**
 - ・ 家庭や地域、職場など、あらゆる場における男女共同参画を推進するため、固定的な性別役割分担意識や性別によるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消等を目的とした研修や情報提供を行います。
 - ・ 学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が男女の固定的なイメージや役割分担意識を持つことがないように、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性などについての教育を行います。
- **食育の推進**
 - ・ ボランティア等と連携した食育に関する知識や技術の普及啓発や、こどもとその保護者を対象とした出前講座を開催するなど、積極的に食育を推進します。
 - ・ 学校では、給食の時間や各教科、特別活動の時間等、学校の教育活動全体を通じて食育を推進し、児童生徒が食に関する正しい知識を身に付け、家庭において望ましい食生活を継続的に実践できる力を育みます。
- **体力の向上の支援**
 - ・ 学校における体育的活動や、地域におけるスポーツ・外遊び・自然体験活動等により、児童生徒が運動に親しみをもち、楽しみながら体力が向上できるよう支援します。
- **健康教育の充実**
 - ・ 学校・地域・職域において、適切な運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践することができるよう、生活習慣改善の取組や生活習慣病予防の啓発を推進します。
 - ・ 各教科等を通じて、自他の生命を尊重することや生命倫理の課題について考えさせるなど、発達の段階に応じた教育を推進します。
 - ・ 思春期の悩みや不安、性の悩みや体のこと、精神の不安定からくる諸問題等について、相談内容に応じて関係機関と連携しながら、様々な分野に対応できる相談体制の充実を図ります。
 - ・ 将来の妊娠・出産を含めたライフデザインを考えながら健康管理（プレコンセプションケア）に取り組めるよう、大学生や社会人等の若者に対する支援体制の充実を図ります。

(3) 確かな学力の育成

- ・ 小・中学校において、C B T（コンピューター・ベースド・テスト）を活用した学力向上プログラムにより、児童生徒の学習状況の的確な把握に基づく「教師による授業改善」と、自らの学びを調整する「児童生徒による学習改善」の一体的な充実を図ることで、児童生徒一人ひとりの資質・能力を育成します。
- ・ 高等学校において、社会課題の解決に向けて質の高い探究学習を推進し、課題解決能力の育成を図ります。

(4) 多様な体験機会の提供

○ 読書活動の推進

- ・ 家族や身近な人と本を読みコミュニケーションを図る「家読（うちどく）」をはじめ、全てのこどもがあらゆる機会や場所で、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、地域、学校が連携し、社会全体で読書推進に取り組むための環境を整備します。
- ・ 高校生の中から読書活動推進リーダー「読書コンシェルジュ」を育成し、読書交流会を開催するなど、こども同士が本をすすめる取組を一層促進し、こどもの読書への関心を高めます。

○ 文化芸術体験・スポーツ体験機会の充実

- ・ 様々な機会を捉えて、演劇やクラシック音楽、美術作品、伝統芸能等の優れた文化芸術を学ぶ機会の充実を図り、こどもたちの豊かな感性や創造性を育みます。
- ・ ライフステージに応じて、主体的にスポーツに親しむことのできる総合型地域スポーツクラブを支援し、地域でのスポーツ活動機会の充実を図ります。

○ 自然体験・農林業体験活動等の推進

- ・ 自然観察会、森林・林業体験、エコツアーリズム等の自然とふれあう機会や自然保護活動への参加呼びかけなど、活動機会の充実を図ります。
- ・ 青少年教育施設の特徴を生かした学習プログラムを提供するなど、自然体験をはじめとした体験活動の充実に努め、生きる力を育みます。
- ・ 食と農の体験活動を通し、食に関する正しい知識や農業のおもしろさ、達成感等を味わうことで、調和のとれた成長と、豊かな心を育みます。
- ・ 命の尊さを学ぶことができるよう、栃木県動物愛護指導センターにおいて、動物ふれあい教室を実施します。

施策の方向 2 社会的自立の支援

主な施策

(1) 社会の変化への対応力の育成

- 学校教育の情報化の推進
 - ・ AIなどの先端技術を含むICTを適切かつ効果的に活用して、問題を主体的に発見・解決したり、自分の考えを形成したりする「情報活用能力」を育む学習活動を充実させるとともに、デジタル・シティズンシップ^(※注)の視点を取り入れ、情報社会における責任ある行動や判断力を育む教育を推進します。
 - ・ 児童生徒の発達の段階に応じて、ICTを活用した授業づくりを促進し、これからの時代に対応した学びを推進します。
- 消費者教育の推進
 - ・ 成年年齢引下げによる若年者への消費者被害の拡大を防止するため、小・中・高等学校及び特別支援学校において、児童生徒の発達の段階に応じた方法で消費者教育や金融経済教育を推進するとともに、大学や専門学校等においても、弁護士等専門家を活用した講演などを実施します。
 - ・ 社会人等に対しても、公民館や事業所等において講座などを実施し、消費者教育や金融経済教育の機会を提供します。
- 防災教育の推進
 - ・ 様々な災害や場面を想定した実践的な避難訓練を行うなど、児童生徒自らが主体的に行動する態度や能力を育成する防災教育の実践に努めます。
- 環境学習・環境教育の推進
 - ・ 地域で自主的に環境学習や環境保全活動を行う団体の支援を行うとともに、環境保全活動に関する各種コンクールを行い、環境意識の高揚を図ります。
 - ・ 豊かな感性と創造力を育てるための木工工作コンクールを開催するなど、木の良さや木を使うこと、森林の大切さに対する理解を深めます。
 - ・ 県気候変動適応センターによる出前授業や地域活動の支援等を通じて、気候変動時代を生きる小中高生や若者が自分のこととして気候変動対策に取り組むことを促進します。
- SDGsの達成に向けた教育の推進
 - ・ 児童生徒の発達の段階に応じて、SDGs^(※注)の達成に向けた課題を自らの問題として捉え、持続可能な社会の創り手として主体的に課題解決に取り組む学習活動を推進します。

(※注) デジタル・シティズンシップ

- ・ デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力。

(※注) SDGs

- ・ 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略。2015年国連総会で採択され、2030年までの達成を目標にしている。持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成されており、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っている。

(2) 職業能力、意欲の習得の促進

○ キャリア教育・職業教育の充実

- ・ 小・中・高等学校及び特別支援学校において、企業等と連携した職場体験やインターンシップ等を通じて多様な働き方や生き方を選択するための知識や考え方を学び、発達の段階に応じた体系的な勤労観・職業観の形成を推進します。
- ・ 様々な分野における体験学習活動等の充実を図り、子どもが自らの生き方を考え、主体的に進路を選択できるよう、キャリア教育・職業教育の充実を図ります。

○ 労働者の権利・義務に関する教育の推進

- ・ 高等学校、短期大学等の卒業予定者に対し、ワークルール等に関する情報提供などを行い、労働教育を推進します。

○ 職業能力開発の推進

- ・ 技能の素晴らしさや優れた技能者のものづくりに対する姿勢を学び、将来の職業選択の一助とするため、学生や指導者を対象として、産業技術専門校による出前授業やとちぎマイスター^(※)を活用したセミナー等を実施します。
- ・ 仕事に必要な資格等を取得するため、県央産業技術専門校において、学卒者等向けの職業訓練を実施します。
- ・ 優れた技術・技能を身に付け、自らが望む仕事に就き、活躍できるよう、専門学校等の人材育成機関への進学から就職までを一貫して支援します。

(3) 就労等支援の充実

○ 職業的自立支援

- ・ とちぎジョブモールにおいて、就職活動に向けての様々な相談から、個々の能力や特性を踏まえたキャリアカウンセリング、職場定着までをワンストップで支援します。
- ・ 就職支援サイトにより、就職活動に役立つセミナーやイベント案内、県内の企業情報・求人情報等を発信し、就労等を支援します。
- ・ 大学生等を対象に合同説明会やインターンシップフェア等の開催により県内企業の理解を進め、雇用のミスマッチの解消や就職の促進を図ります。
- ・ 県内の障害者施設でつくられたセルフ商品の展示販売のほか、障害者施設のPR映像や働く障害者を応援する催しなどにより、障害者の適性と能力に応じた就労機会等の確保に努めます。

○ U I Jターンの就職支援

- ・ 首都圏の就職促進協定締結校との連携により、県内企業情報の発信を行うとともに、都内での就職ガイダンス等を実施し、本県へのU I Jターン就職の促進を図ります。
- ・ 東京都内に相談窓口を設置し、就労や暮らしに関する相談事業を実施します。
- ・ 東京圏の学生に対し、就職活動における交通費及び引越費用の一部を補助する地方就職支援金を交付することで、県内へのU I Jターン就職を促進します。

(※注) とちぎマイスター

- ・ 本県の優れた技能者の中から、企業または団体もしくは市町の長が推薦し、栃木県マイスター選考委員会において選考され、知事が「とちぎマイスター」として認定した者。認定者の活動を通じて技能水準の向上や人材の確保・育成を図り、ものづくりの振興に資することを目的としている。

○ ライフデザイン構築支援

- ・ 多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とした上で、学校、市町、企業と連携し、学生や新社会人等の若者に対して、結婚年齢に関するデータなど、将来の選択に関する知識を伝えるとともに、自らのライフデザインについて考える機会を、積極的に提供します。
- ・ 結婚を前向きにとらえ、結婚の希望をかなえるために自ら行動を起こすことができるよう、結婚や子育てなども含めたライフデザインを考えるための情報発信を積極的に行います。

施策の方向 3 様々な分野で活躍する若者の育成、応援

主な施策

(1) 若者の活動支援の充実

- 文化芸術活動・スポーツ活動の支援
 - ・ とちぎの文化芸術の次代を担う若手芸術家の育成を図るため、各種コンクール等の開催により、日頃の文化芸術活動の成果を発表し、競い合い、技能をより一層高める場の充実を図ります。
 - ・ 栃木県文化振興基金を活用した文化団体等への助成事業により、伝統文化の継承や担い手育成に関する活動のほか、若手芸術家の活動を支援します。
 - ・ 運動能力の優れた児童生徒を発掘・育成し、競技団体の育成・強化体制へつなげるなど、トップアスリートの育成を推進します。
- 創業の支援
 - ・ 創業を希望する若者等を対象に、創業の準備段階から創業後の初期段階までの各ステージに対応した支援を実施します。
 - ・ 起業家マインドの醸成を図るアントレプレナーシップ教育を実施するとともに、スタートアップ企業等の創出・育成を支援します。
- グローバル社会で活躍する青少年の育成
 - ・ 語学力・コミュニケーション能力を高め、国籍や文化の異なる人々と共に生きていく力を育成できるよう、英語教育や国際理解教育を充実させます。
 - ・ 高校生の海外留学支援により、異文化理解やグローバルな視点を育てる教育を推進するとともに、大学生等の海外留学、インターンシップを支援し、国際的に活躍できる人材を育成します。
 - ・ 幅広い視野を持った世界で活躍できる人材を育成するため、国際理解に関する講座を開催するなど、国際感覚の醸成を図ります。
 - ・ 国際交流・国際協力の活動に関する様々な情報提供や、国際交流員、青年海外協力隊経験者による国際理解講座等を実施します。
 - ・ 県民一人ひとりが主体となって国際交流を推進するため、友好交流先等との交流活動を推進するとともに、交流を推進する人材を養成します。
 - ・ JICAやIYEO（栃木県青年国際交流機構）と連携し、青年海外協力隊事業、青年国際交流事業への青少年の参加促進に努めます。
- 若者による地域づくりの促進
 - ・ まちづくりや地域振興などの様々な地域の課題に対し、次代を担う若者の意見や発想を積極的に取り入れられるよう、実践活動を支援します。
 - ・ 青少年の社会貢献活動への参加促進や担い手育成のため、情報交換や交流を促進するイベントを開催します。
 - ・ 高校生や大学生が地域の課題解決等に取り組む活動を支援し、地域を支える人材の育成を図ります。

- ・ 地域の課題解決の方法を提案・実践するなど、学校での学習内容と実社会における様々な課題とを関連させた学習の充実を図り、将来、地域に貢献できる力を育成します。
- ・ 地域の防災活動に積極的に参加する学生の活動を支援するなど、地域防災を支える若者を育成します。
- **リーダー育成の推進**
 - ・ 次代を担う青少年リーダーを育成するため、各種研修事業や育成団体への支援を実施します。
 - ・ 青少年教育関係団体との連携を図りながら、ボランティア活動等の社会貢献活動に関する研修を通して、地域活動のリーダーとして積極的に地域づくりに参画し、より良い社会を構築する次代を担う若者を育成します。
 - ・ 青少年ならではの発想を事業化する活動を支援し、チャレンジ精神を持った青少年リーダーを育成、応援するとともに、活動グループのつながりづくりも進めます。

(2) 若者の社会参画や意見表明の機会創出

- **社会づくりへの参画促進**
 - ・ 政治や社会などに係る諸課題に関心を持ち探究することを通して、政治に参加することの意義や社会保障、納税など公共的な事項についての理解を深めます。
 - ・ 学級や学校の生活上の課題を見つけ、課題を解決するために話し合い、多様な意見のよさを生かして合意形成を図ることを通して、児童生徒の主体的な社会参画へとつながる主権者意識を醸成します。
- **社会貢献意識の醸成**
 - ・ 体験活動やボランティア活動等への参加を促進し、青少年の社会貢献意識を育成します。
 - ・ 社会貢献活動に対する理解や関心を深め参加の契機となるよう、中学生等を対象に、社会貢献活動を実践している方による出前講座を行います。
- **意見発表の機会創出**
 - ・ 若者としての誇りと自主性を育て、社会の一員としての自覚を深める機会を設けるとともに、青少年の健全育成に対する大人の理解を深めるため、中学生による少年の主張発表大会などを実施します。
 - ・ 県政に対する意見を述べる場として、高校生版、大学生版、青年版の「とちぎ元気フォーラム」の開催や、小学生を対象にした「ジュニア知事さん」などの広聴事業を実施します。
 - ・ 若者の意見やアイデアを県の施策に反映させるため、意見表明の機会の確保に努めます。

施策の柱 II

困難を抱える青少年やその家族への支援の充実

施策の方向 1 困難な状況に応じた支援

主な施策

(1) いじめ・暴力行為への対応

- ・ いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向け、学校・家庭・地域・関係機関が連携して取り組むとともに、こどもたちの悩みや不安を受け止めて相談に当たる体制整備に努めます。
- ・ いじめや暴力行為の被害者に対する心のケアやきめ細かなフォローを行うとともに、加害者に対する指導による再発防止や立ち直りを支援します。
- ・ 栃木県いじめ問題対策連絡協議会を通して、関係機関及び関係団体との連携・調整等を図り、社会全体でいじめを許さない環境づくりを推進します。
- ・ いじめによる児童生徒の生命・身体の安全をおびやかす重大事態に対し、弁護士や精神科医など外部専門家による栃木県いじめ問題対策委員会を活用し、適切に対応します。

(2) 不登校、高校中途退学者、若年無業者（ニート）、ひきこもり、ヤングケアラーへの支援

○ 不登校の児童生徒への支援

- ・ 「栃木県不登校総合対策の方向性」を踏まえ、不登校の未然防止や早期発見・早期対応及び不登校児童生徒の支援に向け、専門機関と連携しながら総合的な取組を推進します。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、不安や悩みを抱える児童生徒や保護者への相談・支援体制を充実します。

○ 高校中途退学者への支援

- ・ 本人の適性にあった進路選択ができるよう、相談支援につなげる取組を進めるとともに、若者サポートステーション等において、就労に向けた相談や支援を行います。
- ・ 支援金の支給などにより、学び直しの機会の充実を図ります。

○ 若年無業者（ニート）への支援

- ・ とちぎジョブモールや若者サポートステーションの関係機関が情報交換を行うネットワーク会議を開催するとともに、就業体験事業や職業訓練を行います。

○ ひきこもりへの支援

- ・ 「ポラリス☆とちぎ」や関係機関における相談をはじめ、家族支援セミナー、社会参加や交流機会の提供、就労体験事業などを実施します。
- ・ 保護者に対する情報提供や相談機関のPRを推進するとともに、来所が難しい場合の訪問支援（アウトリーチ）の実施やひきこもりサポーターの養成等、状況に即した支援を推進します。

○ ヤングケアラーへの支援

- ・ 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているこども・若者であるヤングケアラーについて、その状況を把握し、市町と連携して相談・支援を行います。
- ・ 「栃木県ケアラー支援推進計画」のもと、ケアラー支援の重要性等に関する普及啓発等の促進、相談・支援体制の充実、関係機関等の連携を強化するとともに、人材の育成及び確保に取り組みます。

(3) 障害のあるこども・若者への支援

- ・ 障害のあるこども一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うとともに、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制を構築するなど、インクルーシブ教育システム^(※)の構築のための特別支援教育の一層の充実を図ります。
- ・ 関係機関等の連携により早期からの適切な対応の充実に努めるとともに、発達障害者支援センター（愛称：ふおーゆう）や健康福祉センターにおける支援体制の充実を図り、ライフステージを通じた支援体制の整備を図ります。
- ・ 職業能力開発の推進やとちぎジョブモールにおける就労相談の実施、関係機関との連携強化により、一般就労の支援体制の充実を図るとともに、個性や能力を十分に発揮し、自分らしく生活していくために、各施設等での福祉的就労^(※)の充実を図ります。

(4) こどもの貧困問題への対応

○ 教育の支援

- ・ 保健・福祉部門、教育委員会、地域・学校等が連携を強化し、生活困窮世帯のこどもたちに対する学習支援を実施することにより、学力の定着や進学意欲の向上を図り、貧困の連鎖の防止を目指します。
- ・ 各種給付や貸付等により、就学の経済的負担を軽減し、高等学校や私立学校等への就学や、中途退学者等の学び直しを支援します。
- ・ 各種研修会を通してこどもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるとともに、スクールソーシャルワーカー等による家庭支援体制の充実を図ります。

○ 生活の支援

- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく包括的かつ個別的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐことにより、自立支援を図ります。
- ・ ひとり親家庭等日常生活支援事業により、こどもの世話等の日常生活の支援を行います。
- ・ 生活に困窮している家庭等に無償で食品を提供するフードバンク活動の普及啓発を行い、利用促進を図ります。

(※注) インクルーシブ教育システム

- ・ 障害のある幼児児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない幼児児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる仕組み。これを推進することにより、全ての幼児児童生徒が互いに正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶことができる。

(※注) 福祉的就労

- ・ 障害により一般就労が難しい場合に、病気や障害を配慮した働く場が提供される福祉サービス。

- 保護者の就労支援
 - ・ 生活困窮状態にある保護者に対し、各種制度を活用し、保護者の自立に向けた就労支援を推進します。
 - ・ ひとり親家庭の学び直しを支援する高卒程度認定試験合格支援給付金、雇用の安定や就職の促進を支援する母子家庭等自立支援給付金（自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金）を支給します。
 - ・ 就業や求職活動、職業訓練等を十分に行えるよう、ひとり親家庭のこどもの保育所、幼保連携型認定子ども園、放課後児童クラブ等への優先的入所を促進します。
- 経済的支援
 - ・ 生活の困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援します。
 - ・ ひとり親家庭等に対して、児童扶養手当の適正な支給等を行うとともに、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費についての弁護士による無料の特別相談を行います。

(5) 特に配慮が必要な青少年への支援

- 自殺防止対策の推進
 - ・ こころの悩みについての相談窓口「こころのダイヤル」やSNSを活用した「こころの相談@とちぎ」の設置、職場におけるメンタルヘルス相談等、自殺防止対策を推進します。
 - ・ 各相談支援機関における相談員の育成や資質向上に係る取組を支援します。
- 外国人の青少年とその家族への支援
 - ・ 「誰一人取り残さない」という発想に立ち、日本語指導が必要な外国人児童生徒等が生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし、学校や社会生活への早期適応に向け支援します。
 - ・ 親が外国人である場合に学校・家庭間で円滑な意思疎通ができるよう、日本語の習得支援を行うなど、事情・状況に応じたきめ細かな支援を行います。
 - ・ 県内で生活する外国人に対し、関係機関とも連携を図りながら、多言語による生活に必要な情報提供や相談対応を行います。
- 性的マイノリティの青少年への支援
 - ・ 性的マイノリティ（*注）に対する偏見・差別をなくし、多様な性のあり方について理解を深めるための啓発に努めます。
 - ・ 性的マイノリティとされる児童生徒については、学校生活を送る上での支援が必要な場合があることから、相談しやすい環境の整備や専門機関との連携等、支援体制の確立・充実を図り、児童生徒の心情等に配慮したきめ細かな対応に努めます。
 - ・ 性的マイノリティに関する電話相談窓口「とちぎにじいろダイヤル」の設置により支援します。

（*注）性的マイノリティ

- ・ 女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、体と心の性が一致しないで違和感を覚える人（Transgender）等の性的少数者のこと。

(6) 児童虐待、犯罪被害者等への支援

- 児童虐待の防止及び虐待を受けた児童等への対応
 - ・ オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンや、イベントにおける児童虐待防止の広報・普及啓発活動の推進、市町や児童相談所、警察等関係機関の連携強化等に努めます。
 - ・ 乳児家庭全戸訪問や、乳幼児健診をはじめ、各種定期健診などの様々な機会を捉え、関係機関が連携し、虐待の早期発見・早期対応を図ります。
 - ・ 虐待により深刻な被害を受けた児童等に対し、心理療法やカウンセリングによる心のケアを充実させます。また、虐待をしてしまう保護者等へのカウンセリングを行うなど、家族の再統合を促進するため、児童相談所をはじめ、様々な機関が連携し、支援を行います。
 - ・ 児童養護施設等を退所した児童等に対し、とちぎユースアフターケア事業協同組合などと連携し、生活・就労の相談、進学・就労のための補助や貸付け等、自立のための支援を行います。
- 犯罪被害者等への支援
 - ・ 性犯罪・性暴力被害者等に対し、総合的な支援を提供する「とちぎ性暴力被害者サポートセンター（愛称：とちエール）」を相談窓口として、児童相談所をはじめ、関係機関・団体と連携して途切れることのない支援を行います。
 - ・ 福祉事務所や児童相談所、警察等と連携を図りながら、DVやストーカー等の被害に遭い保護が必要な女性を女性相談支援センター（とちぎ男女共同参画センター）で一時的に保護し、心身の回復に向けた支援を行います。
 - ・ 被害者等に対し、カウンセリングを実施するなど心のケアに努めるとともに、関係機関等の一層の連携を図り、再被害防止や社会復帰のための支援を充実します。

(参考) こども・若者に関する相談窓口

| 相談窓口（所管等） | 主な相談種別 | 連絡先（対応時間） |
|------------------------------------|----------------------------|--|
| ポラリス☆とちぎ (県子ども若者・ひきこもり総合相談センター) | 子ども・若者の 総合相談窓口 | 028-643-3422 (火～土 10:00～19:00) |
| ホットほっと電話相談 (県教育委員会) | 子育て いじめや不登校等 | 028-665-9999 (毎日 24 時間受付) |
| こころのダイヤル (県精神保健福祉センター) | こころの健康や悩み等 | 028-673-8341 (月～金 9:00～17:00) |
| こころの相談@とちぎ (県障害福祉課) | こころの健康や悩み等 | https://lin.ee/mEQ70Cr (日・火・木 18:00～22:00) |
| ヤングテレホン (県警察本部) | 非行、家出、ネットトラ ブルなどの少年問題 | 0120-87-4152 (月～金 9:00～16:00) |
| とちエール (とちぎ性暴力被害者サポートセンター) | 性暴力被害 | 028-678-8200 (月～金 9:00～17:30、土 9:00～12:30) 時間外・休日は、コールセンターにつなが り相談できます。 |
| テレホン児童相談 (県保健福祉部) | 養育についての心配、悩 みや児童本人からの相談 | 028-665-7788 (毎日 9:00～20:00) |
| とちぎにじいろダイヤル (県人権男女共同参画課) | 性的マイノリティに関す る電話相談 | 028-665-8724 (毎月第1・第3金 17:30～19:30 祝休日及び年末年始除く) |

※ホットほっと電話相談、テレホン児童相談は年末年始も受付

施策の方向 2 支援体制の整備・充実

主な施策

(1) 支援につなげる体制の整備

- ・ 様々な悩みや困難を抱えた青少年やその家族等に対する総合的な相談窓口である「ポラリス☆とちぎ」における相談体制の充実を図ります。
- ・ ひきこもり、ニート、不登校などの状況にあり、支援を必要としている青少年やその家族等に対し、相談支援機関の具体的でわかりやすい情報提供に努め、利用促進を図ります。
- ・ 各分野にわたる相談支援機関の活動内容等の情報を整理し、ホームページ等での周知を図り、適切な支援につなげるよう努めます。
- ・ 学校などへのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置など、困難な状況にある本人や家族にとってより身近なところで相談ができるよう、体制を整備します。

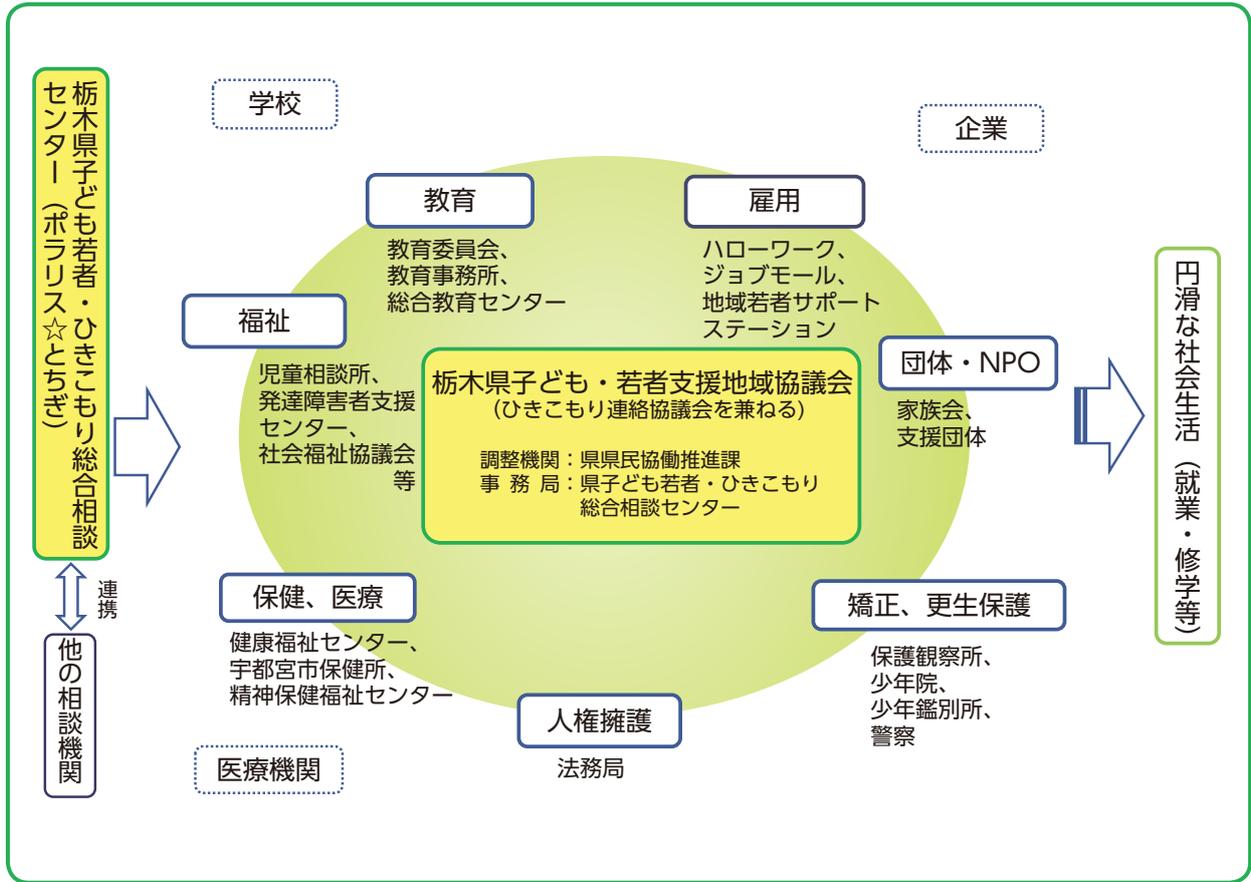
(2) 関係機関のネットワークの構築と継続的な支援の実施

- ・ 多様化する青少年の諸問題に対応するため、関係機関が連携して支援を行う栃木県子ども・若者支援地域協議会のネットワークが有機的に機能するよう、情報の共有を図りながら一層の連携強化と充実を図ります。
- ・ 市町子ども・若者支援地域協議会の設置等、各地域における関係機関のネットワークの構築を支援します。
- ・ 市町の要保護児童対策地域協議会等、既存のネットワークなどと協議・連携しながら、効果的な支援ができるよう努めます。
- ・ 年齢や状況に応じて適用される法律や制度が替わっても、適切な支援を切れ目なく受けられるよう、保健、福祉、教育、労働など各分野の連携を強化します。
- ・ ひきこもりなど、複雑・複合的な困難を抱える青少年とその家族が、身近な地域で継続的に支援が受けられるよう、市町における相談支援体制の充実強化に取り組みます。

(3) 相談・支援に係る人材の育成・確保

- ・ 困難な状況につながる病気や障害、取り巻く状況を理解し、ケースに応じた適切な相談・支援ができるよう、関係職員の資質向上を図ります。
- ・ 困難を抱える青少年に身近な学校や市町等において相談支援に当たる、教職員や民生委員・児童委員等を対象に、青少年の抱える問題の現状や相談に必要な知識、相談者への対応方法等についての研修を充実します。
- ・ 青少年やその家族が抱える困難について理解し、支えていく人材を増やすため、企業やNPO、一般県民への啓発・広報事業を実施します。

(参考) 栃木県子ども・若者支援地域協議会イメージ図



主な施策

(1) 社会全体での子育て支援

- ・ 大人が子育てに積極的に関わり、こどもを健全に育てていくため、大人の自覚と行動を促す行動指針である「とちぎの子ども育成憲章」の普及啓発を行います。
- ・ 家庭は、こどもが基本的な生活習慣や規範意識を身に付け、人格を形成する上で大きな役割を担う大切な場です。家族がふれあい、絆を深め、明るい家庭づくりを進めるきっかけとなるよう、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、普及啓発を推進します。
- ・ 「とちぎ未来クラブ」の構成団体等の協力を得て、県民総ぐるみで結婚・子育てを支援し、家庭を築き安心してこどもを生ま育てることができる環境づくりの推進に取り組めます。

(2) 家庭の教育力向上への支援

- ・ 市町及び家庭教育支援団体と連携し、保護者等を対象に「家庭教育支援プログラム」等を活用した学習機会の提供などを図るとともに、家庭教育に関する講演会や学習会等の充実に努め、家庭の教育力の向上を促進します。
- ・ 高校生が、親・家族・家庭などの意義や役割、地域の人間関係など地域社会について主体的に学び考える、とちぎの高校生「じぶん未来学」を推進し、家庭の教育力向上を図ります。

(3) 学校と地域の連携・協働の推進

- ・ 地域住民が授業の補助や環境整備、登下校パトロールに参画するなど、学校と地域が連携・協働し、こどもたちを育む取組を支援します。
- ・ 学校と地域の連携・協働による持続可能な取組の充実に向けて、「地域とともにある学校」づくりや地域学校協働本部等の学校を支える地域の組織体制整備を支援します。

(4) 青少年の居場所づくりの推進

- ・ 小学生の放課後や週末の居場所となる放課後子ども教室や放課後児童クラブの整備・運営を支援します。
- ・ とちぎ青少年センターや社会教育施設等における青少年の交流及び社会参加活動を支援します。
- ・ 経済的な事情や養育放棄等により健全な養育環境にないこどもたちの居場所づくりを支援します。
- ・ こども食堂の活動を支援するため、「栃木県こども（地域）食堂サポートセンター」

を運営します。

- ・ 安全で緑豊かな環境の下で、自然を体感できるレクリエーション活動や健康活動、文化活動等が行われるよう、県営都市公園などの環境づくりを推進します。
- ・ 生態系に配慮した河川を整備することにより、美しい自然環境の保全又は創出をして、子どもや家族が自然とふれあうことのできる良好な水辺空間の形成を図ります。

(5) 関係機関の機能強化

- ・ 主任児童委員が、児童福祉に関する知識・技能を高めるとともに、地域福祉の担い手としての役割について理解を深めるための研修会を実施します。
- ・ 社会教育関係団体等の連携による青少年教育活動や家庭教育支援等の充実を図るため、情報交換会や研修会を実施します。

(6) 地域の多様な担い手の育成

- ・ 社会貢献活動や子ども育成憲章の実践等に関わる各種表彰制度を活用し、青少年健全育成活動の担い手を育成します。
- ・ 青少年育成の重要な担い手である「少年指導委員」(※注)に対し、研修会及び情報交換会などを実施し、資質の向上と地域の連携強化を図ります。
- ・ 家庭教育に関する学習機会の提供や相談活動を行う家庭教育オピニオンリーダー等の人材を養成します。
- ・ 地域住民のボランティア活動等への積極的な参加を促すため、受入れ先の学校や地域団体とのコーディネートを行う人材を育成します。

(※注) 少年指導委員

- ・ 警察署長からの推薦を受け、県公安委員会が委嘱。少年の健全育成を目的に、少年への指導・助言や有害環境浄化活動などを行う非常勤の特別職公務員。

施策の方向 2 青少年の安全・安心の確保

主な施策

(1) 社会環境や有害環境の浄化活動の推進

- 有害環境への適切な対応
 - ・ 青少年健全育成条例に基づき、有害図書類等の指定や、書店、複合カフェ、図書類自動販売機などへの立入調査・指導を行い、有害環境の浄化を推進します。
 - ・ 関係機関・団体と連携した街頭広報活動などにより、未成年者の飲酒・喫煙防止の啓発を図ります。
- 薬物乱用防止対策の推進
 - ・ 小・中・高等学校等において、各年代に応じた、薬物乱用防止教室を開催します。
 - ・ 覚醒剤や大麻等に関する正しい知識の普及啓発、相談への対応、薬物依存症からの回復や社会復帰の支援などを総合的に推進します。
- 安全安心なまちづくりの推進
 - ・ 関係機関・団体と連携し、登下校時等における、こどもの安全を確保するためのパトロール活動や見守り活動を実施します。
 - ・ 警察本部が運用する防犯アプリ「とちぎポリス」を活用し、自主防犯活動の普及促進や個人の防犯対策の向上を推進します。
 - ・ こどもの安全確保を図るため、通勤時や散歩中など、日常生活の中でこどもの安全を見守る「ながら見守り」活動を講習会等を通じて推進します。
 - ・ 犯罪の起きにくいまちづくりのため、防犯カメラ等の適切な設置や「こども 110 番の家」の周知を図ります。
 - ・ 児童生徒を登下校時の交通事故から守るため、通学路等の交通安全施設の点検を実施し、安全で安心な交通環境を整備します。
 - ・ 犯罪を未然に防ぐための様々な知識と技能を習得した指導者の育成を図り、各地域での防犯指導の充実を図ります。

(2) 青少年の被害防止・保護活動の充実強化

- インターネットの適正利用、被害防止対策の推進
 - ・ 小・中学校等の児童生徒と保護者を対象に親子で学び合う講習会を実施し、スマートフォン等の正しい使い方や向き合い方、インターネットのルールやマナーなどネットリテラシー教育の充実を図ります。
 - ・ 公立学校を対象とした、外部講師による情報モラルに関する研修会を実施し、インターネット上のトラブルの未然防止を推進します。
 - ・ インターネット利用の低年齢化を踏まえ、幼稚園児や保育園児など低年齢層のこどもの保護者へのインターネット安全利用の啓発に取り組みます。
 - ・ 青少年が安全、安心にインターネットを利用できるよう、関係機関・団体、専門家等と連携を図り、良好なインターネット環境づくりを推進します。

- ・ ネットいじめや犯罪、トラブルなどから生徒を守るため、誹謗中傷の投稿などの監視・削除を行う取組を推進します。
- ・ インターネットを利用した児童買春・児童ポルノ禁止法等の違反取締りを強化し、青少年の福祉を害する犯罪からの被害防止対策を推進します。

○ 交通安全教育等の推進

- ・ 関係機関・団体と連携して、スケアード・ストレイト方式^(※)による交通安全教室等、参加・体験・実践型の交通安全教室を推進します。
- ・ 小学生等を対象に、地域安全マップの作品を募集することにより、危険箇所を理解し事前に危険を回避する被害防止能力の向上を図ります。

○ 性暴力等被害防止対策の推進

- ・ 教育委員会と連携し、教職員を対象にしたデートDVや性暴力に関する研修会を行います。
- ・ 学校において、学生や生徒を対象に、デートDVやアダルトビデオ出演被害・JKビジネス問題等に関する出前講座やリーフレットの配布等を行うことにより、性暴力等の被害者や加害者を生まないための啓発を推進します。

(3) 非行・犯罪防止対策の推進

○ 不良行為、非行防止対策の強化

- ・ 進学進級時や夏休み前などの時節を捉えて、小学生も対象に非行防止教室を開催し、低年齢時からの規範意識、遵法精神の醸成を図ります。
- ・ 関係機関・団体や警察ボランティアなどと連携した街頭補導活動を強化し、非行少年や不良行為少年の早期発見、補導・保護活動を推進します。
- ・ 学校警察連絡協議会、職場警察連絡協議会等の活動を活発化させ、学校や企業との連携を図り、官民一体で青少年の健全育成を推進します。

○ 非行少年の立ち直り支援による再非行防止対策の強化

- ・ 非行を繰り返すおそれのある少年に対し、清掃などの社会奉仕活動、農業や創作体験活動等、不良交友に代わる少年たちの心の拠り所（よりどころ）となる新たな「居場所」をつくることにより、立ち直り支援を推進します。
- ・ 保護観察所等と連携し、非行少年や犯罪者の更生について理解を深め、犯罪や非行のない社会づくりを目指す「社会を明るくする運動」を推進します。

○ 相談活動の充実

- ・ 青少年の悩み解消や被害少年の保護支援を図るため、少年の心理・特性に関する専門的知識・技能を有する少年サポートセンター員^(※)による相談対応や支援を充実します。

(※注) スケアード・ストレイト方式

- ・ 恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぐ教育手法。

(※注) 少年サポートセンター員

- ・ 警察本部や警察署に配置され、街頭補導や立ち直り支援、相談活動等を行う、警察官や少年補導職員等から指定した者。

2 オールとちぎによる青少年健全育成の推進

県では、栃木県青少年育成県民会議（公益財団法人とちぎ未来づくり財団）を中心に、全市町に設置されている青少年育成市町村民会議等とも連携しながら、全ての県民が力を合わせオールとちぎで青少年の健全育成のための運動を展開する「青少年健全育成県民運動」を推進しています。

これまで、人間形成に大きな役割を担う家庭の重要性に鑑み、「家庭の日」の全県的な定着に向けた取組を推進するほか、青少年の健全育成には大人自身の自覚と行動が重要であることから、こどもを育むための基本理念であり大人の行動指針である「とちぎの子ども育成憲章」の普及啓発など、理念に基づいた県民運動を展開してきました。

平成27(2016)年度からは、全ての県民がスクラムを組み、青少年健全育成に取り組もうとの思いを込め、「とちぎ心のスクラム県民運動」と名付け、県民運動を推進しています。

平成31(2019)年1月には、こどもが健やかに成長できる地域社会の実現等を目指し制定された「とちぎ子ども・子育て支援条例」に「とちぎの子ども育成憲章」と「家庭の日」を位置づけました。

人口減少時代を迎え、次代を担うとちぎの青少年を社会全体で見守り、健全に育成していくことは、ますます重要になっています。さらに一層、家庭、学校、地域、職場等がスクラムを組み、オールとちぎで青少年育成に取り組む機運を盛り上げ、県民運動の活性化を図っていきます。

◇ 栃木県青少年育成県民会議

県民運動の推進母体として、昭和43(1968)年に設立。行政、関係団体等と連携し、青少年健全育成活動を推進している。

<主な取組>

- ・少年の主張発表栃木県大会
- ・「家庭の日」絵日記コンテスト
- ・青少年育成セミナー
- ・ネット時代の歩き方講習会
- ・ミライチャレンジプロジェクト

(参考) とちぎの元気な子ども育て隊!! 宣言企業

県内の企業や団体においても、青少年健全育成の取組が広がっています。

県では、とちぎの子ども育成憲章の趣旨に賛同し、憲章を踏まえた青少年育成活動に取り組む企業や団体に対し、「とちぎの元気な子ども育て隊!!」宣言書を発行し、広く県民に周知することにより、企業等における青少年健全育成活動の促進を図っています。



青少年健全育成県民運動

とちぎ 心のスクラム 県民運動

青少年の成長に関わる、家庭、学校、職場、地域等がそれぞれの特性を生かし、相互に連携・協力しながら重層的に支援し、県民が心を一つにした県民運動を展開します。



「家庭の日」や「とちぎの子ども育成憲章」の普及啓発等を通じ県民運動を推進し、県民みんなで青少年を育てていく意識の醸成を図ります。

1 県の推進体制

知事部局や教育委員会、警察本部の関係各課で構成する「栃木県青少年行政連絡会議」を中心に、庁内部局相互の連携を図り、本プランに掲げた施策を総合的に推進します。

また、学識経験者、関係機関・団体の代表、県議会議員等で構成された、県の附属機関である「栃木県青少年健全育成審議会」において、それぞれ専門的な見地から幅広く意見や助言をいただき、計画推進へ反映します。

2 市町、国等との連携

青少年にとって生活の基盤は身近な地域にあり、市町には地域の実情を踏まえた青少年育成支援の取組が期待されています。県は、市町において本プランに呼応した取組が円滑に実施されるよう、情報提供、連絡調整等を行い、本プランの着実な推進に努めます。

また、国の支援施策や研修制度等を活用しながら、効果的に青少年育成施策を推進していきます。特に、有害環境対策については、県域を越えて対応しなければならない課題も多いため、他の都道府県とも緊密な連携を図ります。

3 関係団体等との連携

青少年健全育成県民運動の推進母体として活動する青少年育成県民会議や地域における青少年育成の中核を担う青少年育成連絡協議会、青少年育成市町村民会議等との連携を密にし、本プランの着実な推進に努めます。

また、民間団体やNPO、企業等との連携や協働も進め、社会全体での青少年育成の意識の醸成を図り、取組を推進します。

4 「とちぎ 心のスクラム県民運動」の展開と一体となった推進

家庭、学校、職場、地域等において、全ての県民が相互に協力しながら青少年健全育成に取り組む「とちぎ 心のスクラム県民運動」の展開と一体となって、本プランの推進を図ります。

1 「とちぎ青少年プラン 2026～2030」の策定経過

- R 6. 7 令和6年度第1回栃木県青少年健全育成審議会（7/11）
○次期とちぎ青少年プランの策定について
- R 7. 7 令和7年度第1回栃木県青少年健全育成審議会（7/10）
○次期とちぎ青少年プランの策定について（骨子案）
- R 7. 10 令和7年度第2回栃木県青少年健全育成審議会（10/27）
○次期とちぎ青少年プラン（素案）について
- R 7. 11 パブリック・コメント（11/27～12/26）
- R 8. 1 令和7年度第3回栃木県青少年健全育成審議会（1/30）
○次期とちぎ青少年プラン（案）について
- R 8. 3 「とちぎ青少年プラン2026～2030」の決定、公表（3/27）

2 栃木県青少年健全育成審議会委員名簿

| | | |
|------|--------|-----------------------|
| 委員長 | 森田 佐知子 | 宇都宮大学データサイエンス経営学部准教授 |
| 副委員長 | 上野 敬子 | 栃木県私立中学高等学校連合会理事 |
| 委員 | 石山 光世 | 公募委員 |
| | 遠藤 順子 | 栃木県更生保護女性連盟副会長 |
| | 金沢 佐江子 | 栃木県女性団体連絡協議会理事 |
| | 亀田 公一 | 栃木県書店商業組合理事 |
| | 熊倉 百合子 | 栃木県青年国際交流機構副会長 |
| | 佐藤 晴彦 | 栃木県議会議員 |
| | 田中 芳浩 | 栃木県PTA連合会専務理事 |
| | 坪井 真 | 作新学院大学女子短期大学部幼児教育科教授 |
| | 中島 祐司 | 宇都宮保護観察所所長 |
| | 林 美幸 | 栃木県家庭教育オピニオンリーダー連合会会長 |
| | 藤田 明子 | 弁護士 |
| | 柳 裕淳 | 栃木県興行生活衛生同業組合副理事長 |
| | 山崎 貴徳 | 下野新聞社編集局報道部部長代理 |
| | 吉澤 博文 | 一般社団法人栃木県子ども会連合理事 |

※ 50音順、敬称略、令和8(2026)年3月現在

3 栃木県青少年健全育成条例

平成 18 年 10 月 13 日栃木県条例第 41 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念を定め、及び県、県民、保護者等の責務を明らかにするとともに、青少年の健全な育成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、青少年の健全な育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、あわせて青少年のための良好な社会環境の整備と青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止を図り、もって青少年の健全な育成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18 歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設をいう。）の長、寄宿舎の舎監、雇用主その他青少年を現に監護する者をいう。
- (3) 図書類 書籍、雑誌、文書（新聞を除く。）、絵画及び写真並びに映画フィルム、スライドフィルム、録画テープ、録画盤、録音テープ、録音盤その他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。
- (4) 興行 映画、演劇、演芸、見せ物その他これらに類するものをいう。
- (5) がん具類 がん具、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 2 条第 2 項に規定する刀剣類を除く。）、器具その他これらに類する物品をいう。
- (6) 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示され、又は頒布されるものであって、看板、立看板、はり紙、はり札及びちらし並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- (7) 自動販売機 物品の販売に従事する者と客とが直接対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。次号において同じ。）することなく、販売することができる設備を有する機器をいう。
- (8) 自動貸出機 物品の貸付けに従事する者と客とが直接対面することなく、貸付けすることができる設備を有する機器をいう。
- (9) 深夜 午後 11 時から翌日の午前 5 時までの時間をいう。
- (10) テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風適法」という。）第 2 条第 9 項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第 10 項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- (11) 利用カード等 テレホンクラブ等営業に係る役務を利用するために必要な会員番号、暗証番号等の情報が記載されている文書その他の物品又は当該情報をいう。

(基本理念)

第 3 条 青少年の健全な育成については、次代を担う青少年が、心身ともに健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立できることを旨として行われなければならない。

- 2 青少年の健全な育成については、社会を構成するすべての組織及び個人が、家庭、学校、職場、地域等において、それぞれの役割及び責任を担いつつ、相互に協力しながら取り組まなければならない。
- 3 青少年の健全な育成については、青少年の発達段階に応じて、必要な配慮がなされなければならない。

(県の責務)

第 4 条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、青少年の健全な育成に関する施策の実施に当たっては、国、市町村、関係団体等と緊密な連携を図るものとする。

(県民の責務)

第 5 条 県民は、基本理念にのっとり、深い理解と関心をもって青少年の健全な育成に努めるとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為及び環境から青少年を保護するように努めるものとする。

(保護者の責務)

第 6 条 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚するとともに、愛情ある環境の中で青少年を監護し、及び教育するように努めるものとする。

(青少年育成関係者の責務)

第 7 条 学校及び職場の関係者その他の青少年の育成に携わる関係者（以下「青少年育成関係者」という。）は、基本理念にのっとり、相互に連携し、その職務、活動等を通じて、自主的かつ積極的に青少年の健全な育成に努めるものとする。

(適用上の注意)

第 8 条 この条例の適用に当たっては、県民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第 2 章 青少年の健全育成に関する施策

(施策の基本等)

第 9 条 県は、青少年の健全な育成に関する施策の策定及び実施に当たっては、青少年及び県民の自主的な活動を支援することを基本とし、その活動が積極的かつ効果的になされるよう配慮するものとする。

(基本計画)

第 10 条 県は、青少年の健全な育成に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、青少年の健全な育成に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 青少年の健全な育成に関する基本的方向
 - (2) 青少年の健全な育成に関する施策に関する事項
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関し必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、栃木県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第 11 条 削除

(インターネットの適切な利用に関する教育等)

第 11 条の 2 県は、保護者及び青少年育成関係者と連携し、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に努めるものとする。

(推奨)

第 12 条 知事は、図書類又は興行の内容が青少年の健全な育成を図るため特に有益であると認めるときは、審議会の意見を聴いてこれを推奨することができる。

第 13 条 削除

第 3 章 社会環境の整備に関する自主規制

(図書類の取扱業者の自主規制)

第 14 条 図書類の販売又は貸付けを業とする者（図書類を交換し、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることを業とする者を含む。以下「図書類の取扱業者」という。）は、図書類の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、相互に協力し、自主的方法により、当該図書類を青少年に販売し、貸し付け、交換し、頒布し、贈与し、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させないように

努めなければならない。

- (1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長するおそれがあり、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (3) 青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長するおそれがあり、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
(興行の主催者の自主規制)

第15条 興行を主催する者は、興行の内容が前条各号のいずれかに該当すると認められるときは、相互に協力し、自主的方法により、当該興行を青少年に観覧させないように努めなければならない。
(がん具類の販売業者等の自主規制)

第16条 がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、がん具類がその形状、構造、機能等から次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、相互に協力し、自主的方法により、当該がん具類を青少年に販売し、貸し付け、交換し、頒布し、又は贈与しないように努めなければならない。

- (1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (2) 人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
(広告主等の自主規制)

第17条 広告物の広告主又は管理者は、広告物の内容が第14条各号のいずれかに該当すると認められるときは、相互に協力し、自主的方法により、当該広告物を掲出し、表示し、配置し、又は頒布しないように努めなければならない。
(自動販売機等業者の自主規制)

第18条 自動販売機又は自動貸出機(以下「自動販売機等」という。)による図書類又はがん具類の販売又は貸付けを業とする者(以下「自動販売機等業者」という。)は、相互に協力し、自主的方法により、第14条各号のいずれかに該当すると認められる図書類又は第16条各号のいずれかに該当すると認められるがん具類を収納した自動販売機等を、次に掲げる施設の敷地の周囲から200メートル以内の区域においては設置しないように努めなければならない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)
- (2) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館
- (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (5) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設
- (6) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園
- (7) 前各号に掲げるもののほか、主として青少年の利用に供される施設で知事が規則で定めるもの
(酒類又はたばこの販売業者の自主規制)

第19条 酒類又はたばこの販売を業とする者は、自動販売機を設置して酒類又はたばこを販売しようとするときは、相互に協力し、自主的方法により、青少年が当該自動販売機から酒類又はたばこを容易に購入することができない措置を講ずるように努めなければならない。
(その他の事業者の自主規制)

第20条 第14条から前条までに規定するもののほか、物品の販売又は役務の提供を業とする者は、相互に協力し、自主的方法により、青少年の健全な育成を阻害することのないように努めなければならない。
(事業者等に対する指導等)

第21条 知事は、青少年の健全な育成を図るため必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

第4章 有害環境の浄化に関する規制

(有害図書類の指定及びその販売等の制限)

第22条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、審議会の意見を聴いて当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、審議会の意見を聴くいとまがないときは、審議会の構成員のうち2名以上の意見を聴いて、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長するおそれがあり、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - (3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長するおそれがあり、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- 2 知事は、前項ただし書の規定による指定をしたときは、その旨を速やかに審議会に報告しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する図書類は、青少年に有害な図書類とする。

- (1) 書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為(以下「卑わいな姿態等」という。)を被写体とした写真又は描写した絵で知事が規則で定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下この号において同じ。)の数の合計が、20ページ以上又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の5分の1以上であるもの
- (2) 録画テープ、録画盤その他これらに類するものであって、卑わいな姿態等を描写した場面で知事が規則で定めるものの時間が合わせて3分を超えるもの
- (3) 録画テープ、録画盤その他これらに類するものであって、図書類の取扱業者の組織する団体等が青少年が閲覧し、視聴し、又は聴取することが不適当であると認めた旨の表示で、知事が審議会の意見を聴いて指定するものがなされているもの

4 図書類の取扱業者は、第1項の規定により指定された図書類及び前項に規定する青少年に有害な図書類(以下これらを「有害図書類」という。)を青少年に販売し、貸し付け、交換し、頒布し、贈与し、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させてはならない。

5 図書類の取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、知事が規則で定める方法により他の図書類と区分するとともに、当該有害図書類を陳列している場所の見やすい箇所に知事が規則で定めるところにより有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、交換し、頒布し、贈与し、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることが禁止されている旨の掲示をしなければならない。ただし、青少年立入制限場所(風適法第2条第1項に規定する風俗営業(同項第5号の営業を除く。)、同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業又は同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所をいう。以下同じ。)において有害図書類を陳列する場合は、この限りでない。

6 何人も、有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、交換し、頒布し、贈与し、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させないように努めなければならない。
(有害興行の指定及びその観覧の制限)

第23条 知事は、興行の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、審議会の意見を聴いて当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。

- 2 興行を主催する者は、前項の規定により指定された興行(以下「有害興行」という。)を青少年に観覧させてはならない。
- 3 興行を主催する者は、有害興行を主催するときは、当該有害興行を観覧しようとする者が見やすい箇所に知事が規則で定めるところにより有害興行を青少年に観覧させることが禁止されている旨の掲示をしなければならない。
- 4 何人も、有害興行を青少年に観覧させないように努めなければならない。

(観覧制限興行の指定及びその観覧の制限)

第24条 知事は、興行(有害興行を除く。)の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、審議会の意見

を聴いて当該興行を保護者の同伴のない年少青少年（15歳以下の者をいい、中学校を卒業した者及び中等教育学校の前期課程を修了した者を除く。以下同じ。）の観覧を制限する興行として指定することができる。

- (1) 年少青少年の情操の向上を害し、その健全な育成を阻害するおそれの著しいもの
- (2) 年少青少年が粗暴若しくは残虐な行為、犯罪又は自殺を模倣するおそれがあり、その健全な育成を阻害するおそれの著しいもの
- (3) 年少青少年に不健全な刺激を与え、その健全な育成を阻害するおそれの著しいもの

2 興行を主催する者は、前項の規定により指定された興行（以下「観覧制限興行」という。）を保護者の同伴なしに年少青少年に観覧させてはならない。

3 興行を主催する者は、観覧制限興行を主催するときは、当該観覧制限興行を観覧しようとする者が見やすい箇所に知事が規則で定めるところにより観覧制限興行を保護者の同伴なしに年少青少年に観覧させることが禁止されている旨の掲示をしなければならない。

4 何人も、観覧制限興行を保護者の同伴なしに年少青少年に観覧させないように努めなければならない。
（有害がん具類の指定及びその販売等の制限）

第25条 知事は、がん具類がその形状、構造、機能等から次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、審議会の意見を聴いて当該がん具類を青少年に有害ながん具類として指定することができる。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - (2) 著しく人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるがん具類であって、次の各号のいずれかに該当するものは、青少年に有害ながん具類とする。

- (1) 着用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて包装箱その他の物に収納されている物品
- (2) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であって、知事が規則で定める形状、構造、機能等を有するもの

3 がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、第1項の規定により指定されたがん具類及び前項に規定する青少年に有害ながん具類（以下これらを「有害がん具類」という。）を青少年に販売し、貸し付け、交換し、頒布し、又は贈与してはならない。

4 何人も、有害がん具類を青少年に所持させないように努めなければならない。

5 第22条第1項ただし書及び第2項の規定は、第1項の規定による指定について準用する。
（有害広告物の指定及びその掲出等の制限）

第26条 知事は、広告物の内容の全部又は一部が第22条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、審議会の意見を聴いて当該広告物を青少年に有害な広告物として指定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵で知事が規則で定めるものを掲載する広告は、青少年に有害な広告物とする。

3 何人も、第1項の規定により指定された広告物及び前項に規定する青少年に有害な広告物を掲出し、表示し、配置し、又は頒布してはならない。ただし、青少年が容易に見ることができない方法で掲出し、表示し、配置し、又は頒布する場合は、この限りでない。

4 知事は、前項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、当該違反行為の中止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 第22条第1項ただし書及び第2項の規定は、第1項の規定による指定について準用する。
（有害遊技の指定及び制限）

第27条 知事は、遊技機を使用する遊技（風適法第2条第1項第4号の営業にかかる営業所で行う遊技を除く。）が遊技機の構造及び遊技の方法から著しく青少年の射幸心を誘発し、又は助長するお

それがあり、その健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、審議会の意見を聴いて当該遊技を青少年に有害な遊技として指定することができる。

2 遊技機を設置し、客に遊技をさせる営業（風適法第2条第1項第4号の営業を除く。）を営む事業者及びその代理人は、前項の規定により指定された遊技（以下「有害遊技」という。）を青少年にさせてはならない。

3 何人も、有害遊技を青少年にさせないように努めなければならない。
（自動販売機等の設置届出等）

第28条 自動販売機等業者は、自動販売機等による図書類又はがん具類の販売又は貸付けを開始する前（新たに図書類又はがん具類の自動販売機等を設置しようとする場合にあっては、当該自動販売機等を設置する前）までに、当該自動販売機等ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 届出者の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに電話番号。第4号及び第5号において同じ。）
- (2) 自動販売機等の設置場所
- (3) 次条第1項の自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号
- (4) 自動販売機等の所有者の氏名、住所及び電話番号
- (5) 自動販売機等の設置場所の提供者の氏名、住所及び電話番号
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項第2号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項各号（第2号を除く。）に掲げる事項に変更が生じたとき、又は当該届出に係る自動販売機等による図書類若しくはがん具類の販売若しくは貸付けを廃止したときは、その変更が生じた日又は廃止の日から15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る自動販売機等の前面の見やすい箇所に、知事が規則で定めるところにより、当該届出に係る同項第1号から第3号までに掲げる事項を表示しなければならない。

5 前項の規定は、第2項の規定による変更の届出又は第3項の規定による変更の届出（第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更の届出を除く。）をした者について準用する。
（自動販売機等管理者の設置等）

第29条 自動販売機等業者は、図書類又はがん具類の自動販売機等ごとに、その管理を行う者（以下「自動販売機等管理者」という。）を置かなければならない。

2 自動販売機等管理者は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

- (1) その管理に係る自動販売機等から有害図書類又は有害がん具類を撤去する権限を有すること。
 - (2) その管理に係る自動販売機等の設置場所と同一の市町村の区域内に住所を有すること。
 - (3) その他知事が規則で定める要件
- 3 自動販売機等管理者は、当該自動販売機等の管理に当たっては、常にその現状を把握し、適正な管理に努めなければならない。
（自動販売機等への有害図書類等の収納の制限等）

第30条 自動販売機等業者は、有害図書類又は有害がん具類を自動販売機等に収納してはならない。

2 自動販売機等業者又は自動販売機等管理者（以下「自動販売機等業者等」という。）は、現に自動販売機等に収納されている図書類又はがん具類が第22条第1項又は第25条第1項の規定により有害図書類又は有害がん具類に指定されたときは、直ちに当該有害図書類又は有害がん具類を撤去しなければならない。
（有害図書類等の撤去命令等）

第31条 知事は、前条第1項又は第2項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、当該有害図書類又は有害がん具類の撤去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 自動販売機等業者等は、前項の規定による命令を受けたときは、直ちに当該有害図書類又は有害がん具類の撤去その他必要な措置をとらなければならない。

(自動販売機等の撤去命令)

第32条 知事は、前条第1項の規定による命令を受けた自動販売機等業者が、当該命令に従わないとき、又は当該命令を受けた日から6月以内の期間に、当該自動販売機等において再び第30条第1項若しくは第2項の規定に違反したときは、当該自動販売機等業者に対し、当該自動販売機等の撤去を命ずることができる。

- 2 自動販売機等業者は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令を受けた日から15日以内に、当該自動販売機等を撤去しなければならない。

(インターネット利用環境の整備)

第33条 インターネットを一般の利用に供する事業を営む者は、青少年有害情報(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。))第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。)を青少年に閲覧させ、又は視聴させないよう、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア(同条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。)又は青少年有害情報フィルタリングサービス(同条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)の利用その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 インターネットを利用することができる端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者又はインターネット接続サービスの提供を業とする者は、青少年有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないよう、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスに関する情報その他必要な情報をその利用者等に提供するものとする。

- 3 保護者は、インターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等を認識し、その保護する青少年に対しインターネットを適切に活用するために必要な教育を行うとともに、当該青少年のインターネットの利用を適切に管理するものとする。

- 4 青少年育成関係者は、青少年に対し、インターネットの適切な利用に関し必要な教育を行うものとする。

- 5 何人も、青少年有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

(役務提供契約に係る説明等)

第33条の2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者(青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。)又は携帯電話インターネット接続役務(同条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。)の提供に関する契約(以下「役務提供契約」という。)の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業とする者(以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。)は、役務提供契約(既に締結されている役務提供契約(以下「既契約」という。))の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあっては、当該既契約の相手方又は当該既契約に係る携帯電話端末等(同条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。))の変更を伴うものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、当該役務提供契約の当事者又は当該役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、当該青少年の保護者に対し、書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)により、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより、当該青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生ずることその他知事が規則で定める事項を説明しなければならない。

- 2 保護者は、その保護する青少年が役務提供契約を締結する場合又はその保護する青少年を携帯電話端末等の使用者とする役務提供契

約を締結する場合において、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、当該申出の理由その他知事が規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

- 3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定により提出された書面を、当該契約が終了する日又は当該青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間、保存しなければならない。

- 4 保護者は、その保護する青少年が特定携帯電話端末等(青少年インターネット環境整備法第16条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。)に係る役務提供契約を締結する場合又はその保護する青少年を特定携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約を締結する場合(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が特定携帯電話端末等を販売する場合に限る。)において、同条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置(同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。)を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、当該申出の理由その他知事が規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

- 5 第3項の規定は、前項の書面の提出を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等について準用する。

(青少年に対する利用カード等の販売等の禁止)

第34条 何人も、青少年に対し、利用カード等の販売、貸付け、交換、贈与又は提供(以下「販売等」という。)をしてはならない。

(カード等販売機への利用カード等の収納等の制限)

第35条 何人も、利用カード等をカード等販売機(カード等の販売等を行うための自動販売機その他の機器をいう。以下同じ。)に収納し、又はカード等販売機により提供できる状態にしてはならない。

(利用カード等の販売等の届出)

第36条 利用カード等の販売等を業として営もうとする者は、利用カード等の販売等を開始する前までに、利用カード等の販売等をする場所(以下「利用カード等販売所」という。)ごとに、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 届出者の氏名、住所及び電話番号(法人にあっては、名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに電話番号)
- (2) 利用カード等販売所の名称、所在地及び電話番号
- (3) 利用カード等により役務の提供を受けることができるテレホンクラブ等営業の営業所の名称、所在地及び電話番号(風適法第2条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業にあっては、呼称、営業の本拠となる事務所の所在地及び電話番号)
- (4) 販売等の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項各号に掲げる事項(同項第2号に掲げる事項にあっては、利用カード等販売所の名称及び電話番号に限る。)に変更が生じたとき、又は当該届出に係る利用カード等の販売等を廃止したときは、公安委員会規則で定めるところにより、その変更が生じた日又は廃止した日から15日以内に、その旨を公安委員会に届け出なければならない。(テレホンクラブ等営業の広告物の制限等)

第37条 何人も、テレホンクラブ等営業の営業所の名称、所在地若しくは電話番号又は利用カード等販売所に係る広告物その他のテレホンクラブ等営業に関する広告物(風適法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の営業所に掲出し、又は表示する当該店舗型電話異性紹介営業の営業所に係る広告物を除く。以下「テレホンクラブ等営業の広告物」という。)を掲出し、表示し、配置し、又は頒布してはならない。ただし、青少年が容易に見ることができない方法で掲出し、表示し、配置し、又は頒布する場合は、この限りでない。

- 2 警察官は、前項の規定に違反してテレホンクラブ等営業の広告物を配置し、又は頒布している者があるときは、その者に対し、当該違反行為の中止その他必要な措置をとるべきことを命ずることが

きる。

- 3 公安委員会は、第1項の規定に違反した者がいるときは、その者に対し、同項の規定に違反した広告物の除去又は回収その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の解除)

第38条 知事は、第22条第1項若しくは第3項第3号、第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項又は第27条第1項の規定による指定をした場合において当該指定をした理由が消滅したと認めるときは、速やかに審議会の意見を聴いて当該指定を解除しなければならない。

(推奨等の告示)

第39条 第12条の規定による推奨、第22条第1項若しくは第3項第3号、第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項若しくは第27条第1項の規定による指定又は前条の規定による指定の解除は、栃木県公報で告示して行う。

(勧告及び公表)

第40条 知事は、第22条第5項、第23条第2項若しくは第3項、第24条第2項若しくは第3項、第27条第2項又は第33条の2第1項若しくは第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に違反している者がいるときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告の内容その他知事が規則で定める事項を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(適用除外)

第41条 第28条から第32条まで又は第35条の規定は、青少年立入制限場所に設置する自動販売機等又はカード等販売機については、適用しない。

第5章 青少年の健全育成を阻害する行為等の規制

(いん行等の禁止)

第42条 何人も、青少年に対し、いん行又はわいせつ行為をしてはならない。

- 2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。
(児童ポルノ等の提供の求めの禁止)

第42条の2 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。以下同じ。)の提供を求めてはならない。

(青少年に対する入れ墨の禁止)

第43条 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又は周旋してはならない。

(物品の質受け及び古物の買受け等の制限)

第44条 質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第2項に規定する質屋又は古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する古物商は、青少年から物品(有価証券を含む。以下同じ。)を質に取り、又は古物(次条に規定する着用済み下着を除く。以下同じ。)を買ひ受け、若しくは交換してはならない。ただし、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められるときは、この限りでない。

- 2 何人も、正当な理由がある場合を除き、物品の質入れ又は古物の売却若しくは交換について、青少年からの委託を受けることのないようにしなければならない。

(青少年からの着用済み下着の買受け等の禁止)

第45条 何人も、青少年から、着用済み下着(着用した下着をい、着用したと青少年が称するものを含む。以下同じ。)を買ひ受け、若しくは交換し、又は着用済み下着の売却の委託を受け、若しくはその周旋をしてはならない。

(勧誘行為の禁止)

第46条 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 接待飲食等営業(風適法第2条第4項に規定する接待飲食等営業をいう。次号において同じ。)又は性風俗関連特殊営業(同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。)において客に接する業務に従事するように勧誘すること。
- (2) 接待飲食等営業のうち風適法第2条第1項第1号に該当するものの客となるように勧誘すること。
- (3) 入れ墨を受けるように勧誘すること。
- (4) 着用済み下着を売却するように勧誘すること。

(有害行為のための場所提供等の禁止)

第47条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知ってその場所を提供し、又は周旋してはならない。

- (1) 第42条第1項の規定に違反する行為
- (2) 第43条の規定に違反する行為
- (3) 第45条の規定に違反する行為
- (4) 暴行又はとばく
- (5) 飲酒又は喫煙
- (6) 催眠、鎮痛又は鎮がいの作用を有する医薬品の不健全な使用
- (7) 大麻、麻薬又は覚せい剤の使用
- (8) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料の不健全な使用
(深夜外出等の制限)

第48条 保護者は、特別の事由がある場合を除き、深夜に青少年を外出させないように努めなければならない。

- 2 何人も、正当な理由がある場合を除き、保護者の委託又は承諾を得ないで、深夜に、青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

3 深夜に営業を営む事業者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜(その営業時間帯に限る。)に、当該営業に係る施設内又は敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

(深夜における興行場等への立入りの制限等)

第49条 次に掲げる施設を経営する事業者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜において興行又は営業を行う場合には、深夜に青少年をその施設内に入場させてはならない。

- (1) 興行場
- (2) 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設
- (3) インターネットの利用又は図書類の閲覧、視聴、聴取若しくは観覧を行わせる施設(図書館法第2条第1項に規定する図書館を除く。以下「複合カフェ」という。)
- (4) ボーリング場、ビリヤード場その他知事が規則で定めるスポーツ、遊技等を行わせる施設

2 前項各号に掲げる施設を経営する事業者及びその代理人は、深夜において興行又は営業を行う場合には、当該施設に入場しようとする者が見やすい箇所に知事が規則で定めるところにより深夜に青少年を当該施設に入場させることが禁止されている旨の掲示をしなければならない。

- 3 知事は、前項の規定に違反している者がいるときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(複合カフェの構造及び設備等)

第50条 複合カフェを経営する事業者及びその代理人は、当該複合カフェの内部に区画(その内部においてインターネットの利用又は図書類の閲覧、視聴、聴取若しくは観覧を行わせる場所であって、その周囲を仕切り板等で囲った構造のものをいう。)を設けて営業する場合には、当該区画の出入口に施錠の設備を設けてはならず、かつ、当該出入口から当該区画の内部を常に見通すことができるようにしなければならない。

- 2 知事は、前項の規定に違反している者がいるときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第6章 栃木県青少年健全育成審議会

第51条 この条例の規定によりその権限に属させられた事務を処理し、及び知事の諮問に応じ、青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議するため、審議会を置く。

2 審議会は、前項に規定するもののほか、青少年の健全な育成に関し必要と認められる事項について、知事に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員17人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係業界の団体又は企業の役員
- (3) 関係行政機関の職員

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

第7章 雑則

(立入調査等)

第52条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に興行場その他の事業所に立ち入り、調査を行わせ、若しくは関係者に対し質問をさせることができる。

2 公安委員会は、この条例（第22条から第27条まで、第30条から第32条まで、第34条から第37条まで、第49条及び第50条の規定に限る。）の施行のため必要があると認めるときは、関係者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に興行場その他の事業所に立ち入り、調査を行わせ、若しくは関係者に対し質問をさせることができる。

3 前2項の規定による権限は、必要最小限度において行使すべきであって関係者の正常な業務を妨げるようなことがあってはならない。

4 第1項又は第2項の職員がこれらの規定による権限を行使する場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(青少年の指導)

第53条 青少年育成関係者は、青少年がこの条例の目的に照らして指導を要すると認められる行為を行い、又は行うおそれがあると認めるときは、その非を諭し、又は保護者に連絡する等当該青少年が健全に育成されるよう指導に努めるものとする。

(一般からの申出)

第54条 何人も、第12条の規定による推奨、第22条第1項若しくは第33条第3号、第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項若しくは第27条第1項の規定による指定又は第38条の規定による指定の解除をすることが適当であると認めるときは、その旨を知事に申し出ることができる。

(規則への委任)

第55条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

第8章 罰則

第56条 第42条第1項の規定に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

2 第42条第2項又は第47条第1号若しくは第4号から第8号までの規定に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

3 第32条第2項の規定に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第31条第2項、第34条、第35条、第43条又は第47条第

2号の規定に違反した者

(2) 第37条第2項又は第33項の規定による命令に違反した者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条第4項、第25条第3項、第30条第1項又は第48条第2項の規定に違反した者

(2) 第26条第4項の規定による命令に違反した者

(3) 第30条第2項の規定に違反し、第22条第1項又は第25条第1項の規定による指定の日から5日以内に有害図書類又は有害がん具類を撤去しなかった者

(4) 第36条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(5) 第42条の2の規定に違反した者であって、次のいずれかに該当するもの

イ 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者

ロ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者

6 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第28条第1項から第3項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第44条第1項、第45条、第46条、第47条第3号又は第49条第1項の規定に違反した者

(3) 第52条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくはこれらの規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又はこれらの規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

7 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第28条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

(2) 第49条第3項又は第50条第2項の規定による命令に違反した者

8 第22条第4項、第25条第3項、第34条、第42条第1項若しくは第2項、第43条、第44条第1項、第45条から第47条まで、第48条第2項又は第49条第1項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項、第2項又は第4項から第6項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことについて過失のないときは、この限りでない。

第57条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑又は科料刑を科する。

第58条 この条例に違反した者が、青少年であるときは、この条例の罰則は適用しない。

(目次、附則は省略)

4 子ども・若者育成支援推進法（抄）

平成21年7月8日法律第71号

一部抜粋

(目的)

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 各種法令等による青少年等の年齢区分

| 法律の名称 | 呼称等 | 年齢区分 |
|--|--------------------------------------|--|
| 少年法 | 少年 | 20歳未満の者 |
| 刑法 | 刑事責任年齢 | 満14歳 |
| 児童福祉法 | 児童 | 18歳未満の者 |
| | 乳児 | 1歳未満の者 |
| | 幼児 | 1歳から小学校就学の始期に達するまでの者 |
| | 少年 | 小学校就学の始期から18歳に達するまでの者 |
| 児童手当法 | 児童 | 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 |
| 母子及び父子並びに寡婦福祉法 | 児童 | 20歳未満の者 |
| 学校教育法 | 学齢児童 | 満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者 |
| | 学齢生徒 | 小学校の、義務教育学校の前期又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者 |
| 民法 | 未成年者 | 18歳未満の者 |
| | 婚姻適齢 | 18歳 |
| 労働基準法 | 年少者 | 18歳未満の者 |
| | 児童 | 15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者 |
| 青少年の雇用の促進等に関する法律 | 青少年 | 35歳未満。ただし、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、おおむね「45歳未満」の者についても、その対象とすることは妨げない。(法律上の規定はないが、法律に基づき定められた青少年雇用対策基本方針(令和3年厚生労働省告示)において規定。) |
| 道路交通法 | 児童 | 6歳以上13歳未満の者 |
| | 幼児 | 6歳未満の者 |
| | 第二種免許、大型免許を与えない者 | 21歳(政令に定める者にあつては19歳)未満の者 |
| | 中型免許を与えない者 | 20歳(政令に定める者にあつては19歳)未満の者 |
| | 準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許を与えない者 | 18歳未満の者 |
| | 普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者 | 16歳未満の者 |
| 子どもの読書活動の推進に関する法律 | 子ども | おおむね18歳以下の者 |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 | 年少者 | 18歳未満の者 |
| 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 | 児童 | 18歳未満の者 |
| インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 | 児童 | 18歳未満の者 |
| 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 | 青少年 | 18歳未満の者 |
| (参考) | | |
| 児童の権利に関する条約 | 児童 | 18歳未満の者 |



毎月第3日曜日は「家庭の日」



げんき こ そだ たい
とちぎの元気な子ども育て隊!!
とちぎの子ども育成憲章マスコットキャラクター

とちぎ青少年プラン 2026～2030

栃木県生活文化スポーツ部県民協働推進課

〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20

TEL：028-623-3075 FAX：028-623-2121

令和8(2026)年3月